世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第17号

1984年10月

世界の児童と母性 —海外福祉情報— 第17号 1984年10月
MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD—CURRENT OVERSEAS INFORMATION—

目次

●特集●学童期の福祉需要とソーシャルサービス

学童期の体力の現状と問題……宮下充正・定木朋子・中村好男 2
情緒障害児への福祉……杉山信作 8
養護施設と学校の効果的な連携……側垣雄二 14
カギっ子対策(学童保育)の実態……田村健二 17
アメリカの小学生の放課後生活……伊志嶺美津子 22
韓国での課外(塾)禁止とその結果について……金 徳俊 26
中華人民共和国の国立中央児童館……福田垂穂 28
少年少女のコミュニティセンターを目ざして……八住智明 30

国際会議 ／インド"人口と開発・議員会議"見聞の記……斉田慶四郎 32

解説 ／国際障害者年後の国連の動向……堀 利雄 34
／オーストラリアにおける児童および家庭福祉サービスの変容 -2-
イアン・G・エリス 39

トピックス ／ヨーロッパ・子どものための展覧会・あれこれ……田嶋茂典 44
／国際青年年について……高橋吉則 47
／Clive Robbins 博士夫妻による障害児のための音楽療法…荻須隆雄 50

施設の横顔 ／ボーゲンセ生活学園……花村春樹 56
／北海道家庭学校のこと……谷 昌恒 53

手をつなぐ国際活動 ／ユネスコの活動……鳥飼 繁 58

●あれ・それ・これ／クウェイトの子どもたち……京野妥枝 63
／タイ難民キャンプの子どもたち……広戸直江 63

●編集後記／……高城義太郎 64

学童期の体力の現状と問題

――国際比較――

宮下 充正　東京大学教授
定本 朋子・中村 好男　東京大学大学院

学童の体力とは

体力は防衛的側面と行動的側面とにわけて考えられてきた．このうち暑さに強いとか，風邪をひかないとか，といった防衛的側面については数量的把握がなされていないので，本稿では取り上げないことにする．体力の行動的側面は，人間が外界へ働きかけを行う能力としてとらえられる．この働きかけの源であるエネルギーは，化学的エネルギーとして体内に蓄えられたものを使用するのであって，２つの異なる生理的機構によって運動のエネルギーとして表出される．このような体内のエネルギーが体外へ転換・表出される際に，働きかけの目的に合致されるようにエネルギー供給機構は脳・神経系によって時間的，空間的，量的に調整される．この脳・神経系の調整の良し，悪しは，身のこなしの上手，下手と俗にいわれるのである（第１図）．

図1．行動的体力の構造

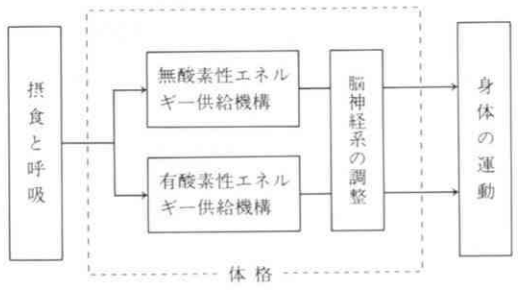

化学的エネルギーが体内に蓄えられるということを考えれば，身体の大きさを表わす体格が大きいことが体力があるということの１つの条件となることを意味している．しかしながら，身長・体重といった体格の指標に加えて，身体組成といわれる身体の実質部分と脂肪部分との割合（体脂肪率）はどうなっているのか，という観点からも考慮がなされなければならない．いずれにせよ，学童期は体格がほぼ一定の割合で大きくなり続ける時期であって，ある時期に測定したからといって，その値がかならずしも将来の姿を決定づけるものではないことは，同年齢で国際比較をする場合承知しておくべき点であろう．

一方，脳・神経系の調整能は，比較的低年齢で完成の域に達してしまう．そして，その年齢はおそらく10歳前後であろうと推定されている．このことから，学童期の前半においては，体力を構成する１つである脳・神経系の調整能の育成が主として図られるべきものといえるのである．すなわち，さまざまな身のこなしが上手にできるようになれば良いとい

うことになる．ところが，動作の上手・下手といった判定は，フィギア・スケートや水泳の飛込みなどの採点競技の例をあげるまでもなく大変困難なことであって，数量的に国際比較をすることはほとんど不可能といえる．

無酸素性エネルギー供給機構は筋肉量が多い方が能力が大といえるものであって，筋肉量は骨格の成長と合まって増加し，身長の伸びの停止した後に本格的な発達をとげるものといえる．それゆえ，学童期においては，それほど注意をはらう必要はないと考えられるので本稿では比較の対象から除外した．

他方，有酸素性エネルギー供給機構を構成する肺，心臓，血管などは10～12歳ごろより思春期にかけて急激な発達をとげる．それゆえ，有酸素性エネルギー供給機構の能力を示す最大酸素摂取量（1分間に消費できる最大の酸素量，すなわち，エネルギー変換量）は主たる観察の対象としなければならない．

以下，入手できた内外の研究報告の中から体格，体脂肪率，有酸素性作業能力（最大酸素摂取量）を取り上げて学童の体力について，比較検討を加えてみた．

体格の国際比較

“最近の子どもの体格はよくなった”とよくいわれる．日本人学童（12歳）の身長について，文部省資料をもとに比較すると，1950年から1980年までの30年間に，男子では136.0cmから149.7cmへ，女子では137.3cmから150.6cmへと，それぞれ13.7cm，13.3cm伸びている．また，体重では，男子が31.5kgから41.2kgへ，女子が32.6kgから42.6kgへと，それぞれ9.7kg，10.0kg増加していた．この身長と体重をもとにローレル指数（体重を身長の3乗で割ったふとり具合の指数）を算出すると，男子，女子についてそれぞれ125.2から122.8，125.9から124.7へと若干減少し，やせ型の児童が多くなってきていることを物語っている．

ところで，最近では体重を脂肪とそれ以外の部分とに分けて考えることが多くなってきている．それゆえ学童の体重の増加が，主に脂肪と筋肉とのどちらの増加によるものなのかということは，興味ある問題であろう．というのは，体重の増加が脂肪だけでまかなわれた場合，体内の脂肪含有率（体脂肪率）は増加するわけで，たとえローレル指数が減少していても，肥満傾向が減少しはじめたとはいえないからである．最近の学童の筋力の低下あるいは骨折事故の増加などの報告を考慮してみると，体重増加がただちに筋肉，骨格の増大を意味するとは考えられない．そこで，都内の学童（12歳）について，体内の脂肪量の代表値である腹部の皮下脂肪厚を比較してみると，1965～1968年の平均値が男子では7.6mm，女子では15.5mmであったのに対して，1980～1983年の平均値では男子が21.6mm，女子が25.0mmとなっており（東京大学未発表資料），学童の脂肪量が増大してきているのではないかと推定されるのである．

それでは，外国の学童の体脂肪率はどのようになっているのであろうか．1963年に報告されたアメリカ人学童（12～13歳）の体脂肪率は，男子17.8%，女子22.5%であったが（Forbes とHursh，1963[5]），1982年の報告では，男子23.6%，女子25.0%となっており（Johnston，1982[10]），最近の子どもにおける体脂肪の増加傾向がアメリカにおいてはっきりとみられるの

である．

次に，1970年代前半に発表された研究報告から，日本，アメリカ，イギリス，ノルウェーの学童（9～13歳）の体脂肪率を算出すると，男子では，各々19.4，19.5，19.0，19.4%であり，女子では，各々21.4，19.0，21.4，24.3%であった．それゆえ，これらの国々における学童の体脂肪率は，平均値でみる限り，大きな差異がないといえよう．

有酸素性作業能力の国際比較

最大酸素摂取量（単位はℓ/分）は，有気的な状態でそれぞれの個人が発揮しうる最大エネルギー量を表わすことは冒頭で述べたとおりである．したがって，最大酸素摂取量が多い程エネルギー供給能力が高く，持久的運動に優れていると判断されることになる．

さて，日本の学童の最大酸素摂取量は各国の学童にくらべて劣っているのか，あるいは優れているのだろうか．ほぼ同年代に，しかも同じ測定方法によって決定された国内外の学童の最大酸素摂取量を調べてみた．当然，絶対値でみると体格の大きい外国人の方が大きい値を示すことになる．11.5歳の日本人男子が1.55±0.2(ℓ/分）を示すのに対しアメリカ人男子では1.85±0.2(ℓ/分）である．このような体格の差をなくすため，体重当たりの最大酸素摂取量(mℓ/kg/分）を算出しプロットしたのが第2図である．わが国の10.5～12.5歳までの男子では，平均値でみると45～53(mℓ/kg/分）にあり，女子では39～43(mℓ/kg/分）の範囲にある．

女子の値は体重当たりにしても男子のほぼ80～85%にしか相当しない．これは女子の体重1kg中に含まれる脂肪が男子のそれより多いことに起因しているとみられている．すなわち，最大酸素摂取量の大部分を消費する体肢の筋肉量が女子では少ないということである．このような男女差は各国共通にみられる現象である．

いずれにせよ，日本人学童の有酸素性作業能力が諸外国の学童のレベルに比べ体格の割には明らかに低い，あるいは逆に高いというような差はみとめられないのである．すなわち，多少の差異があるにせ

図2．国内外の学童の体重当たりの最大酸素摂取量（引用文献3,9,11,16,28,30,32の資料をもとに筆者らが作成した）

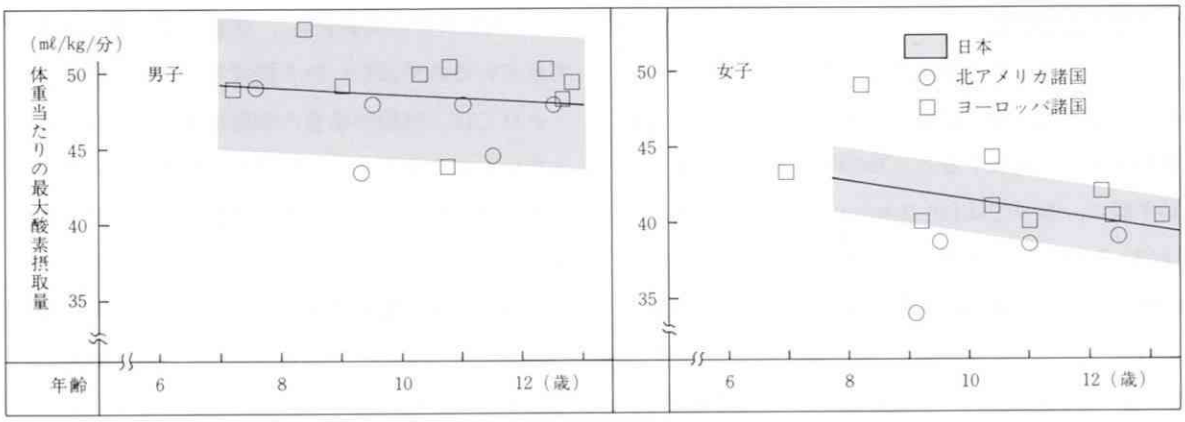

よ，わが国の学童は男女ともに，ここで比べられた諸外国の学童とほぼ等しい有酸素性作業能力を有しているといえるだろう．

それでは国際的にみて有酸素性作業能力に差がないと安心してよいものだろうか．ここで比較されたのは先進工業国についてのみである．小林（1984[09]）はメキシコ人学童の有酸素性作業能力は日本人の学童に比べ，男子で3～17%，女子で3～21%大きいという結果を報告している．

また，Mann（1965[09]）は成人男子を対象としているが，未開の地（ケニア人マサイ族，メキシコ人シェルパ）で自給自足生活を営む人々の最大酸素摂取量が体重当たりにしても60～65mℓ/kg/分に達することを報告している．すなわち，日常的に身体活動を強いられる生活環境にある者ほど高い最大酸素摂取量を有すると考えられるわけである．このような生活様式の差異と有酸素性作業能力は未開の地に目を転じなくても第3図からも読みとれる．これは1969年（Ikaiら，1970[10]）当時のわが国の学童（10.5歳～12.5歳）と10年後の1978～1979年（Ichikawa と Miyashita，1980[11]）に測定された学童の体重当たり最大酸素摂取量を比べたものである．わずか10年の間に，1969年当時の83～92%まで有酸素性作業能力は低下しているのである．

さらに第4図は，前述した国内外の学童の体脂肪率を筆者らが体内カリウム量，水中体重，皮下脂肪厚などより推定した値を加えて年代に対してプロットしたものである．現在に近づくにしたがい，体脂肪率が男女ともに増加していることは明白である．このように各国の子どもはひと昔まえに比べ，体内に余分な脂肪を蓄積する一方筋肉を失い，そして作業能力も低下していることがうかがえるのである．しかも，困ったことにその体力の低下が年々進行しているという現実はちょっとした比較では容易に気づけないのである．

学童期にみられる成人病の芽ばえ

過去15～20年の間に，虚血性心疾患（心筋梗塞など）にかかりやすい人はどういう症状を有している人かという医学的研究が多くの人々によって精力的

図3．1969年と1978～1979年にそれぞれ報告された学童の体重当たりの最大酸素摂取量の比較
（白棒グラフは1969年の資料(12)，斜線棒グラフは1978～79年の資料(11)の平均値＋標準偏差を示す）

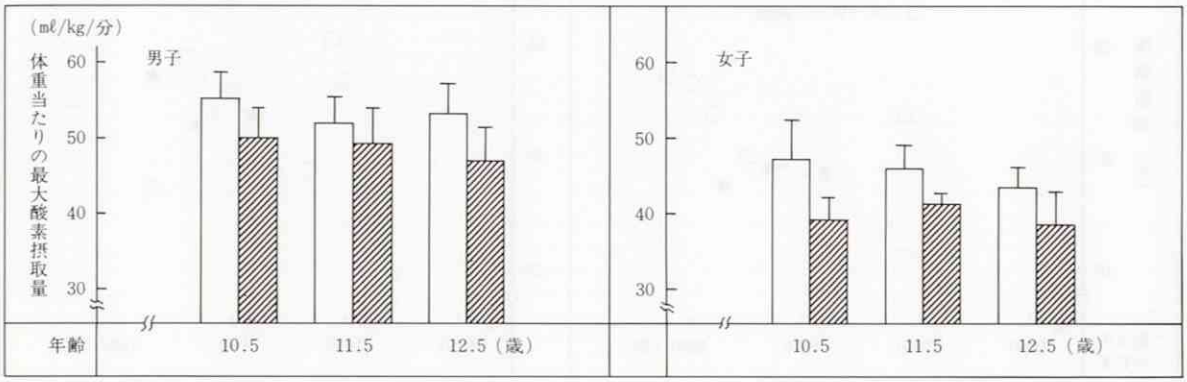

に実施されてきた．その結果は，虚血性心疾患の危険因子として，高血圧，高脂血症，喫煙，肥満，安静時および運動時の心電図異常，心臓病の家族を有すること，糖尿病，運動不足などが明確にされたわけである．

これらの危険因子については中高年齢者を主とした対象として研究がすすめられてきたのであるが，最近になって，成長期，それも学童期においても，危険因子の異常が目立つようになったという報告がなされはじめたのである．たとえば，アメリカのWilmoreとMcNamara（1974）[31]は，体脂肪率が25%以上というふとり過ぎの学童，体重当たりの最大酸素摂取量が42mℓ/kg/分以下という持久力の低い学童，血清総コレステロールが200/100 mℓ以上や中性脂肪が100mg/100mℓ以上といった高脂血症の学童がいるという警告を発した．続いて，Gilliamら（1982）[9]はミシガン州に住む7歳から12歳の男女学童について調査したところ，体脂肪率が25%以上という肥満児が10.6%，体重当たり極大酸素摂取量が31mℓ/kg/分以下という持久力の劣る学童が11.1%，血清総コレステロールが200 mg/100mℓ以上の学童が10.5%，中性脂肪が100mg/100mℓ以上の学童が18.0%といった報告をしている．

わが国における死亡率のうち心臓病の占める割合は昭和30年ごろから，高度経済成長の波に乗って急増しはじめて現在も上昇を続けている．それらの原因は定かではないが，食事内容の欧米化と過食，運動不足，精神的ストレスの増加などが考えられている．したがって，わが国の学童についても，上記の虚血性心疾患の危険因子の調査が実施されはじめた．たとえば，塩田ら（1983）[26,27]は1,600名の学童を対象として血圧の測定を実施し，男子で0.4%女子で0.7%の高血圧児が見つかったと報告している．また，血清総コレステロールについては，200mg/100mℓ以上の学童は1年の男子で5.2%，女子で8.1%，4年の女子で9.1%，5年の男子で8.4%と報告されている（大

図4．国内外における学童の体脂肪率と論文が刊行された年
（引用文献1,2,3,4,5,6,10,13,14,16,18,23,24,25,29の資料をもとに筆者らが作成した）

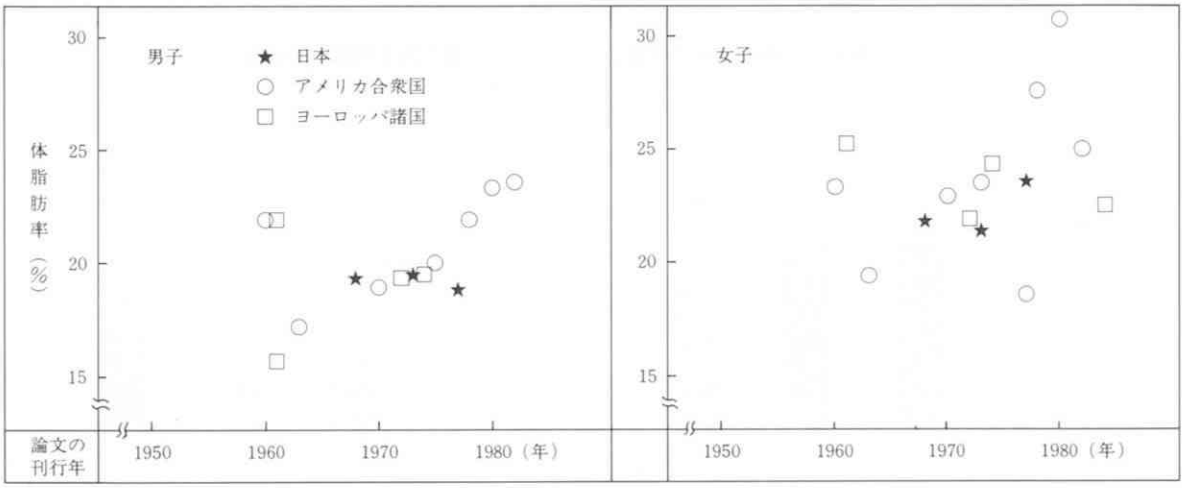

国，1982[22]).

ところで，前記した虚血性心疾患の危険因子のうち，高血圧，高脂血症，肥満，糖尿病などは，食事内容の改善とともに日常的な身体運動の実践によって，防止あるいは軽減できるのである．したがって，学童においてこそ，日常的にまた積極的に身体を動かす習慣を身につけさせるべきであるといえる．ところが，宮下ら（1983[23]）の都内在住の9～10歳の男子10名を観察した報告によれば，血液中の乳酸の濃度が増加するような活発な運動をする時間は，学校で体育実技の授業のない日では平均10分間，ある日でも29分間といった，きわめて短いことが明らかにされている．この10名のうち学校外でのスポーツクラブに参加している者が数名おり，彼らは当然活発に運動する時間が長く，そして先に述べた最大酸素摂取量も有意に多いことが報告されている．

いずれにせよ，21世紀にたくましい働き盛りとなるために，育ち盛りの学童期から積極的に運動を実践し，丈夫なからだを作ることをしなければならないのである．

＊引用文献

(1) Allen,T.H. et al. : Total body potassium and gross body composition in relation to age. J.Gerontrogy 4 : 348-357, 1960.

(2) Cureton, K.J. et al. : A comparison of densitometric, potassium-40 and skinfold estimates of body composition in prepubescent boys. Human Biol. 47 : 321-336, 1975.

(3) Davies, C.T.M. et al. : Body composition and maximal exercise performance in children. Human Biol. 44 : 195-214, 1972.

(4) Flint, M.M. et al. : Validity of estimating body fat of females : effect of age and fitness. Human Biol. 49 : 559-572, 1977.

(5) Forbes, G.B. and J.B.Hursh : Age and sex trends in lean body mass calculated from K40 measurements : With a note on the theoretical basis for the procedure. Ann. NY Acad. Sci. 110 : 255-263, 1963.

(6) Frisch, R.E., et al. : Components of weight at menarche and the initiation of the adolescent growth spurt in girls : Estimated total water, lean body weight and fat. Human Biol. 45 : 469-483, 1973.

(7) Gilliam, T.B. et al. : Prevalance of coronary heart disease risk factors in active children, 7 to 12 years of age. Med. Sci. Sports 9 : 21-25, 1977.

(8) Gilliam, T.B. et al. : Physical activity patterns determined by heart rate monitoring in 6-7 year-old children. Med. Sci. Sports Exercise 13 : 65-67, 1981.

(9) Gilliam, T.B. et al. : Comparison of peak performance measures in children ages 6 to 8, 9 to 10, and 11 to 13 years. Res. Quart. 48 : 695-702, 1982.

(10) Harsha, D.W. et al. : Densitometory and anthoropometry of black and white children. Human Biol. 50 : 261-280, 1978.

(11) Ichikawa, T. and M.Miyashita : Aerobic power of Japanese in relation to age and sex. Hung. Rev. Sports Med. 21 : 243-253, 1980.

(12) Ikai, M. et al. : Aerobic work capacity of Japanese people. Res. J. Phys. Edu. 14 : 137-142, 1970.

(13) Johnston, F.E. and R.W.Mack : Obesity, stature, and one year relative weight of 15-year old youths. Human Biol. 52 : 35-41, 1980.

(14) Johnston, F.E. : Relationships between body composition and anthoropometry. Human Biol. 54 : 221-245, 1982.

(15) 小林寛道：メキシコ人青年(8～18才)の血液性状と呼吸循環機能．総合保健体育科学，7：9－17，1984.

(16) Lange Anderson, K. et al. : Physical performance capacity of children in Norway. Part I. Population parameters in a rural inland comunity with regard to maximal aerobic power. Europ. J. Appl. Physiol. 33 : 177-195, 1974.

(17) Lang Anderson, K. et al. : Physical performance capacity of children in Norway. Part IV. The rate of growth in maximal aerobic power and the influence of improved physical education of children in a rural comunity population parameters in a rural comunity. Europ. J. Appl. Physiol. 35 : 49-58, 1976.

(18) Macek, M et al. : Prolonged exercise in prepubertal boys I. Cardiovascular and metabolic adjustment. Eur. J. Appl. Physiol. 35 : 291-298, 1976.

(19) Mann, G. V. et al. : Physical Fitness and immunity to heart-disease in Masai. Lancet 25 : 1308-1310, 1965.

(20) 宮下充正他：心拍数からみた9～10歳男子の日常生活身体活動水準と，O_2 max, LTとの関係．体育科学，11：31－39，1983.

(21) 村田光範：小児の肥満．日本臨床栄養学会雑誌，2：5－12，1982.

(22) 大国真彦：小児高脂血症．現代医療，4：119－123，1982.

(23) Parizkova, J. : Total body fat and skinfold thickness in children. Metabolism 10 : 794-801, 1961.

(24) Parizkova, J. : Longitudinal study of the development of body composition and body build in boys of various physical activity. Human Biol. 40 : 212-225, 1968.

(25) Peltenbulg, A.L. et al. : Biological maturation, body composition, and growth of female gymnasts and control groups pf schoolgirls and girl swimmers, aged 8 to 14 years : A cross-sectional survey of 1064 girls. Int. J. Sports Med. 5 : 36-42, 1984.

(26) 塩田康夫他：小児の高血圧スクリーニングについて－フォローアップ・管理システムを中心に－．小児科診療，46：983－987，1983.

(27) 塩田康夫，村田光範：小児の高血圧とその予後．小児科，24：1091－1100，1983.

(28) Shephard, R.J. et al. : The working capacity of Tront school children. Part I. Can. Med. Ass. J. 100 : 560-566, 1969.

(29) 東京都立大学身体適性研究室編：日本人の体力標準値．第三版，不昧堂出版，東京，1982，pp.70－77.

(30) Wilmore, J.H. and P.O. Sigerseth : Physical work capacity of young girls, 7-13 years of age. J. Appl. Physiol. 22 : 923-928, 1967.

(31) Wilmore, J.H. and J.J.McNamara : Prevalence of coronary heart disease risk factors in boys, 8 to 12 years of age. J. Prediatr. 84 : 527-533, 1974.

(32) Wirth, A. et al. : Cardiopulmonary adjustment and metbolic response to maximal and submaximal physical exercise of boys and girls at different stages of maturity. Eur. J. Appl. Physiol. 39 : 229-240, 1978.

情緒障害児への福祉

——海外との比較——

杉山信作（すぎやま しんさく）
広島市児童総合相談センター愛育園園長

はじめに

児童福祉施設のひとつに「情短」（情緒障害児短期治療施設）と言うのがある．私はそこで子どもの心に付き添う医者として仕事を始めて9年になるが，不思議に思っていることがある．

ここを訪ねて来る人の皆んなが皆「普通の子どもさんと少しも変わりませんね」と言われ，それでいて「大変なお仕事ですね」とねぎらってもくださる．私の方も「誰もが大なり小なり情緒障害を抱えるものです」とか「情緒障害を通してその子らしさを取り戻しているのです」などと言っているが，この様なやりとりは何かを隠している様な気がしてならない．

努めて明るく背定的に，誰にもかかわることとして話したいのである．しかし，何でもないことの様に装ってはみても，希望的な楽観を許さない重い問題が横たわっている．情緒障害は1人の子どもの生涯を支配しその家庭の幸せを左右する大変な問題なのである．病気とか障害と呼ぶことを避けてはみても放ってはおけない，その重さに誰もが本当は感づいているのである．

ところがどこを見回してみても，情緒障害児の臨床と言える程のものは未だ確立していない．親子はこう言った苦悩と苦痛を抱えてうろたえるしかない．そして時には大変な事件へと行きつくしかないのである．「情短」施設は試行錯誤の20年を経て多少の経験を蓄えることが出来た．そこで抱える問題をふまえて何か言えることはないであろうか．こう言った臨床の確立を願い，力量不足や資料不足をも顧みず，あえてこの大変なテーマについて書くことをお受けした次第である．

情緒障害児とは

深刻な問題であるにもかかわらず，大したことではなく本当は良い子と言われてきた情緒障害児とはどんな子どもたちのことであろうか．その実，多くの大人の対応は「わがまま」や「あまえ」と非難するか，「訳のわからない厄介な子」と無視するか，さもなければ腫れ物にでも触るかの様なものである．自らの中にも眠り，いつ火のつくとも知れない，一人ひとりの心の中にくすぶる情緒の乱れを必死にまとめている不安が投影されているのであろうか．この目に見えず社会問題化し難い「現代の病」をしかるべく認識することが情緒障害児の福祉にとってはまず必要なことであろう．例えば海外では次図の様

によりわかりやすいしっかりとした診断を求める提案も散見されはじめている．

まずわが国のマスコミで騒がれてさまざまに論評され，比較的なじみのことをあげてみよう．登校拒否・家庭内暴力・弱い者いじめ・神経性やせ症・子どもの自殺と言ったものが注目される．これらに加え年齢が下がるにつれて落ち着きの無い子・運動神経の鈍い子・学習困難な子・盗みや家出徘徊と言った問題が増える．年齢が上がるにつれて心身症・性格の偏り・大人のそれに近い神経症や精神病の症候が多くなる．いずれも親子に深い悩みと痛みを負わせ，子どもたちはやがて思春期の大切なテーマである親友を得て仲間を作るということに失敗し，大人になり損なうことになる．親となった場合にも次代の情緒障害を用意することにもなりかねない．

情緒障害という言葉は「情短」誕生の時に初めて公にされたあいまいな用語で精神障害の外延である．当初は前非行的な社会行動との関係でのみ論じられていたが，やがて人間関係の病と言い直された．精神的不健康を広く柔らかく捉え直す言葉であろう．しかしこれらの総てを環境の所産，ましてや親のせいと単純化するのは短絡過ぎる．性格や知力の様に比較的しっかりと構築されてしまったものに根差すものもある．脳生物学的問題や持って生まれた持ち前も無視できない．他にも多くの要因が介在し，未解明なものや簡単には選べない宿命的な条件も多い．その病理にここで立入ることは避けるが，しかし関与の余地や援助の手がかりが親子関係や家族関係の中に最も豊かにあることは確かである．薬物療法など他にも重要な方法は多いが，これらはいずれも心理療法の有効範囲を広げるものである．

図1．ストレスへの4つの反応パターン
（軽度の情緒障害児の分類：アメリカ精神衛生誌より）
Louis A, Chandler et al: Emotional Adjustment Reactions
——conditions of minimal psychopathology——
Amer. J. Orthopsychiat. 53(3), 1983.

さて，ここに，今日の日本における情緒障害とは何かを要約するならば，それは不登校症であると言っても過言ではあるまい．なぜかしら子どもが学校へ行き渋り，行か(れ)なくなってしまうと言う不合理な事態が「情緒障害」と総称されている諸問題の最大公約数なのである．ほとんどの問題が不登校やその傾向を何らかの形で通過するからである．

海外と比べて

情緒障害と大づかみに捉えられる問題もその内容は時と共に変わり，国により文化によりその表現の違いや目のつけ方や取り上げ方の違いは大きい．原因にも病態修飾にも治療にも心理的要因が深くかかわることであるだけに当然でもあろう．

たとえば，学校恐怖症を最初に概念化したのはア

メリカであったが，40年を経た今，登校拒否と言う言葉が通じ難くさえなっていることに驚いたことがある．あるケースワーカーが出校停止と受け取ったのはあながち私の会話力のせいばかりではなかった様である．たとえ，学校から落ちこぼれても成長のバイパスは色々と保障されており，敗者復活のチャンスが数多くある所ではこう言った問題のし方のほうが奇妙なのかも知れない．むしろこうした子どもたちの抑うつ的な感情の調子の方を取りあげ，日本とは随分異なった枠組で把握されているのである．情緒障害が不登校と言う一症候でのみ際立たせられる日本の国情は，やはり学校が唯一にして総てとなる，勝負の場であると言う学校意識と無縁ではあるまい．さらに，敗戦に続く高度経済成長の中で凋落した父親によりカプセル化させられた母子関係にも深くかかわっていて日本的な現象である．

わが国が西欧化したとは言え違いも大きく，この先どうなるのであろうかと思うことに虐待の問題がある．家庭内暴力と言えば日本では子どもの親に対する乱暴ということに決まっている．テレビドラマの格好の素材となり，茶の間にも流されるので想像いただけると思うが，親が子どもに支配されて動きの取れなくなる一見不条理な事態である．ところが欧米では暴力の方向は逆で，親から子へあるいは男から女へ向うのが常の様である．日本でも時に目を覆いたくなる事件は報道されるが，質量ともにその比ではなく，暴力に対する感受性も違う様である．私のほんの短い訪問期間にもテレビや新聞でその防止キャンペーンがはられ，日本の交通事故対策にも匹敵するものと窺われた．アメリカだけでも年間数千人もの子どもが殺害され，数十万人もの被害児が出ると報告されている．しかも虐待は身体的なものから性的さらには精神的なものへと広がっており，情緒障害の拡大再生産へと悪循環の輪を閉ざしている．

児童虐待は離婚の問題と関連する所が多い．アメリカではこの20年間に離婚件数は3倍に増え，'80年代の結婚の半分は離婚に終わると言われる．その背景や評価に立入ることは避けるが，情緒障害と関係深い部分だけをあげてみると，若すぎる結婚・主婦の不在・アルコールやドラッグ・暴力的な体質と言った問題があげられる．ある小児科医は少女とその子の乳児の主治医をしているが，自分は産婦人科医でも家庭専門医でもないのにと嘆く．またある児童精神科医はアメリカの子どもの半分は片親か継親家庭に育っていると指摘する．そう言った状況が進行している様である．

ボストン子ども病院で診療しハーバードで教鞭をとりながら自分でも開業しているガルドストン博士は，自分が顧問をしている虐待親子の心を癒すための通園施設(保育園をきめ細やかで優しくした様なところであったが)を案内してくれ，次の様に問題を整理していた．①アンビバレンスへの耐性が低く，わが子の中に投影される自分自身のある部分を憎み，悪魔ばらいのごとくに暴力を加える親と—殴打される児．②自分でも認めまいとしている自分の姿のある部分をわが子の中に見ることを怖れ，自己憎悪を逃れるために子育てを遺棄する親と—拒否されている児．③親自身の人格発達上の失敗から始まり，自分自身の葛藤解決や不安解消のためにわが子を利用する親と—親の病理にまきこまれ補助させられてい

る児．いずれもが子どもの心の健康に暗い影を落しており，親子の情緒障害のひとつの形と言えよう．

この度いくつかの国情を問い合わせてみたが，図らずも情緒障害児問題における南北問題を見る思いがした．行政のこういう新しい児童問題への認識や意識を目の当たりにすることになった．こういう問題を専攻する学会や機関からデータが返って来る所もあれば，尋ねる窓口さえわからない国もある．その手応えから察するに，こういう問題を取り上げられる状況や基盤のない所では概して，周囲の許容や旧来の支援システムは健在で，情緒障害が社会的不利（ハンディキャップ）にまではなっていないと言うことであろう．それとも子どもたちは人知れずその可能性を閉ざされているのだろうか．一方，情緒障害への意識も高く対応態勢の整っている所では，いわゆる先進国であるが，こう言った問題を生み出して排除する力もまた厳しい様である．文明や現代化の引き出したトラブルに対して社会がどれだけの取り組みをしているか，すなわち，情緒障害児への臨床の確立の度合いがその社会の福祉の水準や奥行きを知る指標になると言えよう．ここにストックホルム市の児童相談所（クリニック）へかかった2164人の20年間にわたる追跡調査の分析を参考までに表にして紹介しておこう．（表1）

表1.2164ケースに見られた症状
（1953～55年にストックホルム市児童相談所を訪れた子どもについて）

発達遅滞	251：言語遅滞	289
頭痛	178：腹痛	291
遺糞	139：遺尿	524
チック，強迫運動		249
夜驚	297：その他の不眠	515
抑うつ，アパシー，抑制		180
拒食	395：習癖行為	772
関係困難	770：母子分離不安	903
多動性	576	
作り話	157：拒絶症	793
癇癪	178：家庭内乱暴	483
仲間や大人への乱暴		269
怠学	191：学校疲れや怠業	270
授業のまぜかえし		243
授業についてゆけない		305
学校での集中困難		547
読字および書字困難		330
盗み		330

（重い社会障害はMedical Social Welfare Bureauへ紹介され，心身症や発達障害の多くはChild Psychiatric Clinicを訪れ，含まれない）

●20年間のフォロー・アップ結果

社会福祉の援護	382
薬物やアルコールに関係	351
犯罪へ関係	344
精神科へのかかわり	947
法定の中絶	115
神経症	96
人格障害	170
精神病	49
慢性嗜癖	123
その他の精神障害	54
（抑うつ等42）	
死亡および社会生活の困難	285
死亡	50
（自殺・中毒・暴力などが37）	
慢性嗜癖	132
犯罪	139
精神病	46

（左記2164ケースについて）

Ingvar Nylander：
スカンジナビア小児医学誌，1979年より

親子へのサービスの実際

今まで情緒障害児の現わす姿を見てきた．歴史的には非行と精神障害の境界域を捉えていたこともあるが，私は広義にその双方を包含して考えてきた．しかし非行についてはすでに確立した臨床があるので立入ることは避ける．ここではこうした問題にわが国ではどの様な対処や援助があるのかを見ておこう．

①まず真っ先にあげられるものに児童相談所があり全国に164ヵ所を数え身近かである．しかし他に急ぐケースも多く，精神症状や心身症状を呈すると対応力はおちる．ケースの継続力に弱いが，治療を受ける力に乏しいケースへの訪問能力には期待できる．

②次に利用しやすいものに大学病院や総合病院の小児科や精神科がある．医学部だけでも80校あるが，しかし児童精神科医のいる所は少ない．大変な時間

と根気を要し，巾広い連携を要するこの仕事は保険診療ではペイされず，望めるものは少ない．

③教育研究所（センター）に付設される教育相談室が大きいもので60ある．スタッフの数が少なくケースを直接保持する力は弱い．学校内で表面化してしまうことについては比較的問題となり相談されるが，学校に私的なことが知れわたることを嫌がる向きはまだまだ強い．

④精神衛生センターは全国に40ヵ所あり，思春期障害や精神症状を抱えるケースが主として来談する．しかしスタッフ数に限りがあり診療能力は少ない．

⑤児童精神科医を擁する特殊なクリニックが子ども病院・精神医療・小児保健・障害児医療などの領域で活動しているが，現状ではあまりにも稀少である．

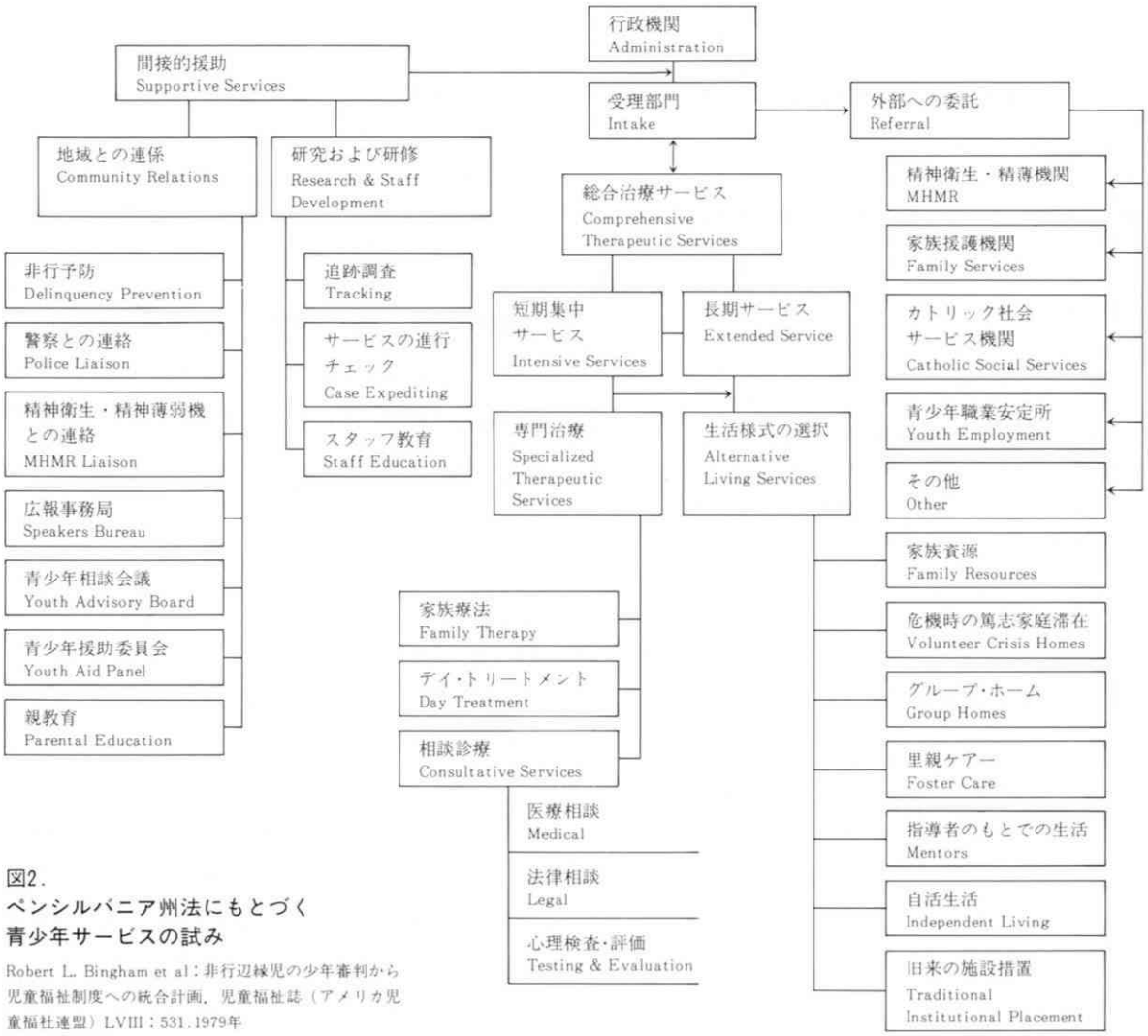

図2．
ペンシルバニア州法にもとづく青少年サービスの試み

Robert L. Bingham et al：非行辺縁児の少年審判から児童福祉制度への統合計画．児童福祉誌（アメリカ児童福祉連盟）LVIII：531.1979年

⑥開業医・私設相談所・人文系大学に付設された相談室もあるが，数も少なく教育機関であったりして，第一線の臨床の場となりえてはいない．

⑦変わったところではヤングテレホンが65ヵ所あり警察による運営である．電話であることが好まれている．類似の電話相談は他にもあるが，一回的なものを越えず，その場かぎりのものになりやすい．

⑧情緒障害児学級は約1,300ヵ所あり，自閉性障害を中心に運営されている．なかには本校や親学級と常時交流し，いかに皆んなの中へ入ってゆくかの援助に特徴を持たせているものもあるが数は少ない．

⑨入院治療の場としては児童精神科病棟が11施設ある．重篤例や緊急例への対応力は高いが，健康保健制度の限界は大きく環境療法的なことは出来難い．

⑩「情短」（情緒障害児短期治療施設）も現在11を数える．措置費体系で賄われ，入院権は施設にはない．柔軟で迅速なケース運営が難しく医師の参加も皆無に等しい．次第に年長化や重度化の傾向にある．情緒障害児への総合環境療法施設であり，なかには養護や教護問題に重複するものもあり，それなりの意義はあるが，やはり養護施設でもなければ教護施設でもないことをもっと明確にする必要がある．

⑪その他に一時保護所・養護施設・教護院を応用してサービスに当てることもある．ケースによっては有効な方法となるが，基本的な利用法ではない．

それぞれのやり方には得意とする範囲があり限度がある．と言うことはそれぞれの間に溝を深めかねないので有機的な利用に努めなければなるまい．しかし境界問題を曖昧にすると核が無くなり，各施設や機関の個性的な発展も無くなる．谷間の問題をどう受け入れるかは各々に力を与えることになっている．アメリカの一例を図で紹介しておこう．（図2）

おわりに

概して外来サービスには中心となる高い専門家集団を擁した所がない．施設治療も医療ベースでは採算がとれず，措置体系ではケースの集まりの悪いのが日本の現状であろう．医療から見ると未開発領域で非採算部門である．教育として言えば専任カウンセラーや精神科校医を置いている所は皆無に近く，保健室と結びついたカウンセリングシステムは未確立で大半の教師は情緒障害と言う問題があることの理解にさえ苦しんでいる．福祉においては非行予防との関係を越えた論議に乏しく，統計にも情緒障害と言う項目さえ見あたらない．教護や養護と並んだ第三の臨床領域として認識することが必要と思う．

医療や教育だけでは当分成り立ちそうもないこの問題を福祉が分担し，情緒障害児の臨床を切り開き確立することが期待されている．医療・教育・福祉の合流点にある「情短」はその土台となり得る．

「情短」は心理療法・集団療法・活動療法・生活療法・家族療法・薬物療法・ケースワークや治療共同社会論的手法など多彩で現実的に洗練された雰囲気を持っている．これに精神科や小児科の外来を結合すれば，バラバラな対応を連係させる情緒障害児治療センターとなるのではなかろうか．社会福祉学や臨床心理学や児童精神医学の進展が待ち望まれるが，それを促すためにも，現時点では福祉側からこの程度の取り組みはしなければならない所に行きついてしまっているのではなかろうか．

養護施設と学校の効果的な連携

側垣雄二
養護施設三光塾塾長

今日「養護施設」と呼ばれる施設は一般に正しく理解されているとはいえない．いわゆる養護学校や養護学級と呼ばれる学校教育法に示されるものと混同されるからである．ここでいう養護施設とは，児童福祉法第41条に「養護施設は，乳児を除いて，保護者のない児童，虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて，これを養護することを目的とする施設とする」と表記されているものである．交通事故や各種の災害で，親兄弟と別れることもあり，親の離婚，家出などやあるいは心中等の果てに取り残される子どもたちは日常生活に支障をきたし，学校生活もおろそかになる．とくに近年母親の家出による父子家庭のケースが多くなっている．さらにサラ金が原因となる家庭崩壊によるケースも少なくない．換言すれば，親との生死別や経済的貧富に関係なく，子どもにとって望ましくない情況にある場合がこの施設の対象となる．しかし児童福祉法に明記されていながら一般に等閑に付せられていることがある．すなわち保護者のない児童はもちろんであるが，保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は，これを福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないと，法第25条に明記されているが，この通告義務すら知らないか，己れに無関係な他人事として見過す現実が児童の問題を深渕に陥し入れている事例が多い．すなわち極限に落ち込むまで放置されるといっても過言ではない．さらに通告されたとしても，家庭裁判所の決定の指示によるもの以外は，その親権者または後見人の意に反して児童相談所も措置できないという法的な矛盾といえるものがある．いわば，問題行動のある児童が野放し状態にあるということである．児童相談所等の説得により，親権者等が，施設への措置を承諾した場合でも，教護施設や精神薄弱児施設を拒否し，あげ句に養護施設への入所を渋々了承するということが少なくない．したがって養護施設は単純な養護ケースの範疇を超えて，教護児，精薄児あるいは情緒障害児が措置されてくることが増加している．さらに教護施設が中学卒業をま近にしたものは受け入れないことから養護施設に措置されて来るということもあるようである．

このように養護施設は，年齢的にも満1歳以上18歳という年齢差と，背負わされている問題が複雑多岐にわたる．この施設の実態を法的な立場から分析しても，今日の養護施設が対応している児童の処遇

に必要な条件をみたしているとはいい難く，これを早急に改正されるべきであると，日本弁護士連合会も指摘されている．すなわち設備はもちろん，職員の条件，処遇費や人件費その他の措置費についても是正されないことは重要な問題であるといわれていることを附記しておきたい．

この様に，問題が複雑多岐にわたる児童が施設に措置された場合，学齢児は即，小中学校に転入するということである．このことは他校区の児童生徒でいわゆる問題行動のある児童が転入してくるということは本音のところで迷惑であるとされる．このことは学校のみならず，PTAやさらにPTAを通して地域社会の問題とされる場合がある．よし建前として問題なく受け入れられたとしても，何か問題を児童生徒が起こした場合，施設への苦情や批判にとどまらず，登校の拒否を申し入れられる例もなしとしないのである．

学校の先生をご招待しての卒業感謝会，三光塾にて

義務教育を受ける権利をもつ子どもたちを，そのことの故に放置することが許されるべきでないことは論をまたない．

児童生徒は学年に応じて学校での生活時間は1日4時間から8時間を越える場合すらある．このことはすなわち，その子どもが施設において配慮されると同様のことが，学校側にも期待されることにもなる．いいかえるなら，施設と学校が軌を一にするのでなくては，施設措置された問題の解決や教育が前進しない．施設のみでは養護は完結しえないといえるのである．

近年，施設の社会化という概念が通説になり，施設対象者の処遇をよりよくするために，より有効な，より多くの社会資源を施設が活用すると同時に，施設本来の機能を，施設内にとどめるのみでなく，地域に提供し，いわゆる地域福祉実践に当たり，社会資源としての施設のあり方が問われている．すなわち施設も学校も一つのネットワークの中の機関として協働することが必要であるということである．

従来，社会福祉に対する一般の理解の乏しさをかこってきた施設も，それは己れが理解を求める努力を怠ってきた結果であるとの反省もある．その意味で施設と学校が協働して児童を処遇するという意識を醸成するのは施設側の責務であろう．本来教育的にみるならば，公立の義務教育課程の場合，施設児童を差別すべきでないことは建前であるが，現実は本音の部分で拒否の姿勢を否定できない例をきかされる．その反面施設は，学校でも同様に受け入れら

れることを期待せざるを得ない．そこにこそ協働体制の必要性が，逆に強く浮き彫りにされるのである．

そのような協働体制をどのようにしてつくり，維持するかについて大方の施設において行われていると思われることを筆者の施設の例で述べてみたい．

ただし我々の場合，施設創設（昭和21年４月）当時から地元村当局の積極的な受け入れ態勢と後援のたまものがあるという恵まれた条件があったことと，その情況が今日に至るまで続いているのは何より幸いしている．

施設がその地域社会から疎外されるということがあるとすれば，それは施設関係者が，地域住民ないし地域組織と没交渉であることが原因である場合が多いと考えられる．地域社会の一員としての生活行動が必要であり，とくに施設長が施設内またはごく近隣に住居することが必須の条件ともいえよう．他の職員の場合も同様の事がいえる．施設活動が単なる仕事ではなく，生活そのものとしてその地域の中に生きづき，地域に何らかの貢献をしうるものでなくては心から受容されない．地域の受容とバックアップは，養護施設の場合は学校との良い関係が基盤となる．その学校はまた施設にとっても地域の窓口といえる．子どもの通学する学校を媒体として地域住民と施設とが具体的につながる．具体的には，PTAに施設が積極的に参画し奉仕することである．子どもの教育について共に考えるという場において，客観的に子どもたちを見たり，発言することによって，すなわち施設の機能を提供するという立場から，地域の人たちから信頼されるということになってくる．さらに教師との人間関係も密になりうる機会ともなる．なおその上にPTAに関連する他組織との関係から，より広い地域との関わりが生まれてくる．教育関係の委員会や，あるいは市関係の諸機関に連なることによる広範な人間関係が，本来の施設事業遂行に強力な支援関係をつくりうる体験を持っている．

しかし何より大切なことは日常の学校との緊密な連絡である．とくに新任教師の児童理解のために施設における懇談の場を設けて，積極的に意見の交換討議をすることである．

次に子どもを主体とした施設諸行事に教師を招き，子どもたちの学校外の面を見せる機会を提供する．これによってより深く担任の子どもを知ってもらうということである．以上学校との連けいを深める一端を記述したが，この結果，小学生で問題行動をもち，遺糞，遺尿の常習の児童が，学校での適切な担任教師の処遇により，級友の中でも劣等感を感じさせず，むしろ担任教師への本児の信頼が唯一の絆ともなって卒業しえたという例もある．

この様に，地域の学校に通学させる養護施設にとって学校との連携と協働が，児童処遇にとって不可欠のことであり，この体制がもちえない施設は，施設機能は半減するどころか，むしろ機能し得ないといっても過言ではないのである．

今日，教育改革論議がさかんになされているが，むしろ遅きに失した感がある．このときに当たり，我々施設関係者は，養護児童の教育を中心にすえて，より具体的に学校教育の現場で，教育問題を，児童人格形成という本来の視点から見直すよい機会であるといえる．

特集・学童期の福祉需要とソーシャルサービス

カギっ子対策(学童保育)の実態

——川崎市の調査から——

田村健二
東洋大学教授

1. カギっ子対策（学童保育）とは

いわゆるカギっ子対策とは，主に小学校低学年の子どもが，学校の放課後帰宅しても，親（保護者）が就労しているとか，長期の病気などのため，子どもをみる（監護する）者がいない場合に，親に代わって子どもをあずかり，生活指導をし，その健全な育成を図る対策をいいます．ちょうど，就学前のこうした子どもに保育所対策があるところから，一般に学童保育とか，親が留守の留守家庭児対策とか，いわれてもいます．

実際には，地域のこうした子どもを20～40人登録制で1ヵ所に集め，女性の指導員が1～2人ついて，午後の生活指導をしているところが多いようです．場所は，児童館や小学校等の中，あるいは，単独に設けられたりしています．高度経済成長期の昭和40年前後から低成長期に向かって，母親の就労，特に勤労化が増加したこと，母親に代わる養育者のいない核家族が増加したこと，そのほか，子のある離婚（片親家庭）の増加や，波はあるがこの年齢の親の有病率の増勢もあって，こうした子どもが増え続けました．学童保育対策もこの時期に対応して生まれ，教育畑や福祉畑で，さまざまの形態をとりつつ，今日に至っています．

ところで今後は，エレクトロニクス化など産業の徹底した合理化によって，1人当たり労働時間の短縮化（あるいは失業増）が予想されますが，そのもとでおそらく母親の就労（志向）は，増加してゆくものと思われます．また，自営業も大規模，合理化の企業化へ向かい，それだけ全体としては勤労化人口を増やしてゆくでしょう．勤労化人口が増えることは，核家族の増にもなりますが，他方，老齢人口の増加とともに，自立できなくなった老人と子ども夫婦の再同居も増え，そのぶん3世代家族を増加させるかもしれません．しかし，こうした老人には小学校低学年の子どもをみる余裕は，あまり期待できず，勤労核家族の増加や母親の就労（志向）増加があって，家庭での育児は全体として不安定になりそうです．あとは，労働時間の短縮化（あるいは失業増）がどのくらい家庭育児にふりむけられるか，父母の育児の性別役割がどうなるかですが，多分に流動的で，これも不安定といえましょう．子のある離婚は，若年層の人口減とともに減少してゆくでしょうが，これにも家庭生活の変化や多様化の要素があって，流動的です．親の有病率は，保健・医療の進

歩と，今後の厳しい社会や家庭生活のストレスがあいまって，増減の予想は難しいかと思われます．

ともかく，社会も就労構造も家庭生活も，今後大きく変わってゆくように思われ，家庭養育は不安定で，養育者，養育時間，ともに多様化してゆきそうです．そこで，こうした動向に柔軟に対応してゆく意味で，家庭養育を補強，補完する現在の学童保育の実態を，まずとらえておきたい，と思います．ここでは，私たち（川崎市から委託を受けた児童の校外生活調査委員会）が，昭和58年度に行った実態調査の結果の一部を示してみましょう．

神奈川県川崎市では，民生局青少年課主管のもとに，留守家庭児対策事業（学童保育）は，市直営のものとして，こども文化センター（児童館）内33ヵ所（定員1,260人），小学校内16ヵ所（400人），単独16ヵ所（630人）があり，そのほかに民間委託15ヵ所（420人）があって，総計80ヵ所（総定員2,710人で該当小1～3年生の約5％）となっています．職員は，市の非常勤嘱託指導員126人，こども文化センターの常勤担当者33人，そして民間委託指導員35人の，計194人で，きわめて熱心に活動が行われています．以下，詳細は略しますが，それぞれ調査対象者を全数，あるいは代表性のあるように標本抽出をして調査し，その結果の中から目立ったもの（10％以上差のあるもの）だけを記してみます．

2．子どもからみた生活

(1)学童保育児と一般児（ともに小学2・3年生）

①家族構成……一般児には，祖母との同居が目立ち，また，放課後の帰宅時に母や祖母の在宅が多い．それに対し学童保育児には，「成人不在」が6割と多い．

②塾・おけいこ・クラブ……一般児に，「行っている」が多く，それも種類・回数が多様である．学童保育児は，行っている者も，週1回が目立ち，それも，音楽と水泳に集中しがちである．

③放課後の仲よしと遊び……一般児には，年上や年下の子が目立ち，自分の家や友だちの家，近所の空地や公園などで遊んでいることが多い．学童保育児は，同じ学童保育の子と，その施設や児童館で遊んでいることが多い．

④夕食……学童保育児の方が午後7時だいと一般児と比較して1時間ほど遅いが，両親と共にしていることが目立つ．

⑤勉強……一般児と比較して学童保育児の方が，父母などのいるところで勉強していることが目立っている．

⑥親子関係……一般児に，母親と一番よく話すの

遊び疲れて一休み

は学校から帰宅してすぐが目立った．また，学童保育児に，ちょっとしたケガや病気でも，父親がとても心配して病院につれて行ってくれるが，やや目立つ．

⑦登校……一般児の方に，いじわるな人がいるから，学校に行きたくなくなるが，やや目立つ．

以上，ここにはあげなかったほとんどの項目で，一般の子と学童保育の子には大差がない．ただ，一般の子の方がやや開放的，学童保育の子の方がややまとまって生活しており，親子，特に父子の接触度に関してはかえって密度の濃さもみられるようである．

(2)学童保育の男子と女子（ともに小学2・3年生）

①塾・おけいこ・クラブ……おけいこは，女子が多く，その大半は音楽であり，男子には習字が目立つ．学校外のクラブは，男子に目立ち，野球など，女子は水泳に集中する．

②勉強……女子に，父母などにみてもらいながら，が目立つ．

③家の手伝い……女子は，自分からすすんで食事の用意とか後片付けをする子どもが多く，また，家の人が仕事で忙しいから，も目立つ．男子は，言われた時だけやる，が多く，手伝いを少なくしたい，も目立つ．

④母子関係……女子には「母親と一番よく話すのは共に買物をしながら」，「母親に一緒にいてほしい」，「母親から小さい子のように可愛いがられている」が目立つ．男子には「母親と一番よく話すのはテレビをみながら」，「母親にはほしいものを何でも買ってほしい」，「母親は何かしようとするとだめ，だめと言う」，「母親の言う通りにしないとすぐおこられる」が目立つ．

⑤父子関係……女子には「父親から小さい子のように可愛いがられている」が目立ち，男子には「父親にはほしいものを何でも買ってほしい」，「父親はもっと一生けん命やりなさいとよく言う」が目立つ．

⑥帰宅時の気持……女子に，ホッとするが目立つ．

⑦1日にみるテレビ……男子に3時間以上が多い．

⑧学校……女子には「とても楽しい」，「担任の先生がとても好き」が多く，「すすんでクラスのために働く」も目立つ．

⑨交友……女子には「どんな人とでも友だちになれる」が多い．

⑩学童保育……女子には「いつも楽しい」，そして特に「お誕生会やクリスマス」と「友だち」が楽しいが多く，先生がもっと大勢いればなお楽しい，も目立つ．男子には特に楽しいこととして「キャンプ」が多く，「おやつ」も目立ち，なお楽しくするには「もっと好きなところで遊べる」と「おやつがもっと食べられる」が目立つ．

以上，学童保育を含むこうした生活に，全体として女子がよく適応しており，反面，家庭，学校，そして学童保育にわたって，今後はもっと男子向きのありかたを考え直す必要があろう．

3．親からみた生活（学童保育児の親と一般児の親，ともに小学1～3年生児の親）

(1)家庭生活について

①家族構成……一般児の親に，「配偶者あり」が圧倒的で，3世代家族も目立つ．

②父親の就労……一般児の父親には，自営業，管理・専門・技術職，事務職が多く，帰宅時間は午後7時から11時過ぎにおよぶものが多い．

③母親の就労……一般児の母親には，主婦専業が5割と多い．学童保育児の母親は，就労者がほとんどで，特に常勤者や公務員が目立ち，その帰宅時間は午後5時までが25%，6時までが75%である．また，毎月の休日は4～6日，半日休みは4日以内が多い．

④家計……一般児の親に「今の収入で十分やっていける」が目立つ．

⑤住宅……一般児の親に一戸建の持家，社宅・公務員住宅が多く，学童保育児の親にマンションなどの持家，公営住宅，民間アパートが多い．

⑥子の幼稚園・保育園の通園経験……一般児は幼稚園，学童保育児は保育園が圧倒的である．

⑦子にお金を持たせるか……一般児の親にしつけのために持たせる，が目立つ．

⑧子への注意点……一般児の親に，子の帰宅時間についてが目立つ．

⑨夕食……一般児は，父親を除く家族で夕食をとっていることが目立つ．

⑩児童館行事への子の参加……一般児は「参加していない」が8割強であり，学童保育児は「参加している」が7割弱である．

⑪夏休み中，子ども会など地域活動への子の参加……一般児の親に「積極的に参加させた」が目立つ．

以上，ここにはあげなかったほとんどの項目において，一般児と学童保育児の家庭生活とでは，大差がない．ただし，一般児の家庭の方が，職業，経済，住宅，家族構成，母親の在宅の点でやや恵まれており，子どもはここでも，地域でより開放的，独立的な生活をしているようにみえる．学童保育児の家庭は，おそらく保育園児の時代から，これらの点でやや恵まれていないが，父親との接触はより大きい．子どもは，地域ではここでも学童保育の施設や児童館に集中して，まとまって生活しているようである．

(2)学童保育について

①学童保育の認知度……「知っている」が，一般児の親は6割強（熟知は2割），学童保育児の親は9割（熟知は7割）である．

②本来の育児の場所……「家庭」が，一般児の親は9割，学童保育児の親は6割（「むしろ施設などで」が2割強）である．

③学童保育児も土曜の午後など，親が子をみれる場合は，親子一緒の方がよいか……「一緒の方がよい」が，一般児の親は9割弱，学童保育児の親は7割強（「そう思わない・やはり施設で」が2割弱）である．

④学童保育児と一般児の交流……一般児の親は「全く区別なく遊ぶのがよい」が6割強，「できれば区別なく」が3割で，計9割強である．学童保育児の親は「全く区別なく」が4割弱，「できれば区別なく」が5割で，計9割弱である．ともにほとんどが交流をよしとしているが，一般児の親の方がより強い．

⑤おやつ（学童保育では毎日きまってあたえている）……「きちんとあたえた方がよい」が，学童保育児の親は8割弱で多い．一般児の親は6割強で，「周囲の事情に合わせる・あたえない方がよい」も2割強で，目立っている．

⑥学童保育施設の行事計画などの中心者……とも

に5割前後は「施設の指導員がよい」であるが，一般児の親の方に「親・子ども」が4割あって目立つ．

⑦今後の学童保育事業の拡大・縮小……「拡大すべき」は，学童保育児の親は8割強で多い．一般児の親は5割で，「現状維持」も4割弱あって目立つ．

⑧今後の学童保育事業で優先的に実現すべきもの（重複回答）……学童保育児の親は，「希望する児童の全員入所」が8割弱，「指導員の正規職員化（常勤職員化）」が5割で多い．一般児の親は，前者が6割強，後者が2割で，そのほか「障害児の受け入れ整備」3割強，「親の費用負担による予算の増額・財源確保」が2割あって，目立つ．その他，両方の親に3割前後あるものとしては，「設備・備品の充実整備」，「指導内容の充実」，「指導員の複数化・増員」があがっている．

⑨学童保育が必要な対象学年（現在は小学1～3年）……「小3まで」がともに3割強だが，「小4まで」が学童保育児の親に4割弱あって目立つ（一般児の親は3割弱）．いずれにしても，現状より延長がともに6割弱あって注目される．

子どもの興味は無限に広がる

⑩今後の学童保育施設の経営主体（重複回答）……学童保育児の親は「市の直営」が9割弱あって多く，「市の直営と民間委託の併用」は5割弱である．一般児の親は，「併用」が7割弱と多く，「市の直営」は6割強で，そのほかは「民間委託」2割，「企業経営」1割とがあって，バラエティにとんでいる．

⑪学童保育事業の費用の負担（現在は市の予算で，親はおやつ代や特別教材費等を除いて無料となっている）……学童保育児の親は「市の負担で親は無料」が6割弱で多く，「利用する親もある程度（公立保育園に準じた）費用を負担する」は4割である．一般児の親は「利用する親もある程度負担」が6割で多く，「市の負担で親は無料」は2割で，そのほか「利用する親が主として負担」も1割弱あって，目立つ．

以上，一般児の親は，学童保育とその切実さが十分わからないこともあるが，家庭ないし親と子中心でより広い交流を求め，学童保育事業そのものについても，規模というより，その内容の多様化を市民の立場から考えている．学童保育児の親は，やや施設中心のところがあり，学童保育事業そのものも，ほぼ現在の内容のままの規模の拡大を願っているようにみえる．

この実態調査は，さらに学童保育を終了した親子と一般の親子との比較，保育園最年長児の親のうち学童保育利用希望者と希望しない者の比較，また，学童保育の指導者・担当者などについても，調査を行っています．これらを含むより詳細な内容については，本報告書を参照してください．

特集・学童期の福祉需要とソーシャルサービス

アメリカの小学生の放課後生活

——ロスアンゼルスからの報告——

伊志嶺美津子
三保子ども研究室研究員

放課後と家庭

米国では学校制度や内容についても州によってまちまちである．ロスアンゼルス郡内でも市によって異なるが，ここトーレンス市では，5歳児[注(1)]が12時，小学校1年と2年生が2時半に，3年以上が3時過ぎには一斉に下校する．中学校まではクラブ活動もなく，3時半を過ぎれば教職員も去って広い構内は無人化してしまう．かくして，子どもの生活の場と責任の一切は家庭にひきつがれることとなる．

ここでは土地が広く家屋が大きい上に人口密度が少ない．交通手段は車しかないので道行く人は格段に少なく，したがって人目が少ない．昼間でも大人が安心して歩けない場所も多い土地柄ともなれば，子どもが放課後1人でいるということは危険でさえある．また，どこへ行くにも大低は歩いて行ける距離ではないために，子どもは自分でバイクに乗り，運転免許のとれる15～16歳まではちょっとした買物や友だちとの行き来ですら，大人の運転に頼らなければならない．子どもが3人もいる母親ともなれば，毎日の通学のみならず，放課後には時計をにらみながら各々の子どものレッスン，医者，スポーツクラブ，友人宅，買物などへの送り迎えにあらかたの時間をさくこととなり，母子一体の生活を与儀なくされるはめとなる．ただしこれは専業主婦の話であるが…．

1981年の全米的な数字によると6歳以下の子をもつ母親の55.1%が働いており，学齢以上となるとそれを上回っているという．主婦の活躍はあらゆる職場に見られ，さらにボランティアや学生として，社会に進出する主婦も多い．経済の一部を主婦が担う家庭が増える一方，経済的必要がなくとも家庭にいて母親だけでいることがむずかしくなった，と乳児をもつ母親が嘆いていた．また，離婚率が約50%にものぼることから当然片親家庭も増えている．パサデナ市[注(2)]では公立小学校在籍児の36.4%は片親家庭を持ち，その大部分は母子家庭である．その片親のほとんどと両親のいる家庭の⅓以上の母親が働いているという．カリフォルニア州内の働く母親をもつ子どもの数は約80万人ともいわれ，学童の3人に1人はいわゆる鍵っ子であるといわれている．

以上の数字は，子どもの放課後を親がケアできな

注(1)ここでは2歳児から4歳児までPre-Schoolに通い，5歳児になると小学校付設のKindergartenに通い，小学校入学前の1年間を過ごす．
注(2)1983年 Pasadena Unified School District, Children's Services Department の調査による．

い家庭が多いことを意味するが，米国の家庭はこの問題をどう処理しているであろうか．

セルフケアをする子どもたち

子どもが学校から帰って家に誰もいない場合，まず考えられるのが自分で鍵をあけて家に入り，親の帰宅まで1人で過ごす鍵っ子（Latch-Key Child）のケースである．ある調査[注(3)]によれば働いている親の子どもで7歳から9歳までの4人に1人，10歳から13歳の4人のうち3人が鍵っ子であり，親は仕事の合間も子どものことが気がかりであると述べている．ある研究[文献①]によると家で1人で過ごす子どもはまず淋しさをまぎらわすためにテレビのヴォリュームを上げて，その前に座り続けることが多く，不安が相当に強いために押入れやシャワールームの中やベッドの下にちぢこまっていることも多いという．時折鍵っ子が何者かに殺害されたという事件が社会の関心を集めて，その対策の必要性が呼ばれたりしている．

注(3)1984年3月 United Way によるロスアンゼルス市中心部7,000人の労働者を対象とした調査．

Hodges Center. 広い庭園で指導員と遊ぶ子どもたち

Hodges Center. 5歳児～3年生のクラス

また，放課後の過ごし方として各種の習い事，スポーツクラブ，教会のクラス，図書館の利用など曜日毎に何らかの活動に参加することで毎日をつなぎ合わせていくパッチワーク方式がある．多くの市ではレクリエーション部が絵画，音楽，スポーツ等巾広い分野にわたってたくさんの教室を開いて盛況である．また，鍵っ子対策の一つとして夕方まで学校の校庭でボランティアによるスポーツ指導を行うところもあるが，登録によって責任の所在がはっきりするわけでなく，4時半頃には終了して親の帰宅時間まで間があり，かつその数も十分ではない．またこれら全ての場には子どもが安全に出向くための足が確保されることが必要であり，そのための手配が十分に行われなければ利用は不可能である．

市の図書館は子ども専用のコーナーと司書がいて充実しているが，最近は鍵っ子の利用でいっぱいで，そこまで面倒を見るだけの人手が足りないという声が内部から上っているという．何かあった場合の責任等がどうなっているのか気になるところである．

ケアを受ける子どもたち(Supervised Children)

これは放課後子どもに個人的に人をつける場合であるが，両親のいずれかが見るが[注(4)]50%と多く，ベビーシッター(20%)祖父母や親戚(17%)に見てもらう子どもも多い．両親あるいは片方がパートタイムの仕事や自宅で出来る仕事を選んで時間のやりくりをし合うなどは，転職や仕事の選択が自由な米国ならであろう．ベビーシッターに早くから子どもをあずける習慣や体制も発達している．また，ケアコープといって何組かの家庭が互いに空いている時間を都合し合って子どもをあずかり合うグループも発達しつつある．これは，自分が他の子どもをケアした時間を登録しておき，その時間分は自分の子どもを他に頼めるといったギブアンドテイクのボランティア活動であるが，フルタイムで働く家庭にとっては利用が難しいかも知れない．

他の委託方法として，ファミリーディケア[文献②]という日本の保育ママに相当するシステムもある．これは免許制で，免許条件によって家庭で子どもをあずかるもので，多人数の集団保育とは異なって家庭的である反面，学童期の子どもにとっては，広い空間を必要とする活発な遊びができにくいために，学童よりは乳幼児に向いているようである．

学童保育 (Formal Child Care)

フォーマルなケア，日本でいう学童保育に相当するものである．一部の教会では放課後の学童のケアを行っている．最近は[文献③]多くの病院，会社，軍を含めた公的機関でもデイケアセンターを付設し，従業員の子どもの保育を行うケースが増えているが，乳児から学童期まで巾広く利用でき，地域の子どもに開放されているものもある．

ロスアンゼルス郡では，YMCA が23支部で学童向けのサンシャインプログラムを持ち，トーランス支部では8つの学校内で現在354人のケアを行っている．YWCA でも学童保育専用の建物を持ち，60人規模の保育を行っている．また，パサデナ市では市の教育委員会が積極的にこの問題に取り組み，州からの補助を得て，片親家庭のほとんどが該当する低所得者を対象とした学童保育所を7ヵ所，独自の建物あるいは学校内で開いている．さらに自費負担による学童保育を3校で行っている．その他ボーイズクラブやガールズクラブでも学童保育を行っているようである．

この一文のために訪問した3つの学童保育所について報告してみよう．YMCA では地域を8つのブロックに分け，各1校の部屋を借りてブロック内の学童をスクールバスで集めてつれて来る．出勤の早い親は朝6時半以後子どもを保育所に送り込むと登校

YWCA外観．学童保育専用の建物裏側には広い庭を持つ

注(4)先の United Way の調査による．

YMCA Victor School. グループに分れて「ハンドボール」を楽しむ低学年グループ

YMCAのSunshine Program．ゲームについて説明する指導員

時にはスクールバスで学校まで送ってくれることになっている．この早朝保育と学校への送迎はYWCAでもパサデナ市でも行っていた．指導員1人に対する学童数は10～15人でその他ヘルパー，事務員などもいて人手が十分あるように見受けられた．部屋の設備や大きさ，庭の広さなども日本の現実を考えると嘆息がでるようであった．

日課としては，宿題を行う，おやつ，外遊びなどと共に図工や体育的なプログラムが組まれ，夕方にはお話や静かな遊びを行って6時までの保育が終了する．子どもたちは異年齢の子どもや指導員たちとの生活や遊びを楽しんでいるようであった．

費用は早朝分を含めて週5日35ドルから42ドル半と巾がある．パサデナ市の低所得者向け保育は週12ドルで第2子以下全て無料である．片親家庭の割合はYMCA，YWCA共に家庭数の約3分の1とのことであるが，両所の費用は片親家庭には負担が大きいのではないかと思われた．両所の利用者である2人の母親（片親）は自分が必要と判断すれば，たとえ子どもが中学生になっても人をつけるつもりだと言い，自分はその費用が払えるので恵まれていると思う，とその意義を十分に認めているようであった．

対象年齢は5歳児から6年までであるが，在籍は4年位までが多く，日本と似た傾向が見られた．これらの認可を受けた保育は利用を希望する人の約3分の1が利用できているに過ぎず，実際に利用できるチャイルドケアの実数はまだまだ不足しているようであった．

＊参考文献

（1） Handbook for Latch Key Children and Their Parents : Land Thomas Long N.Y. Arbor 1983

（2） School's Out ! Family Day Care for the School Age Child : E. Prescott, C.Milish, Pacific Oaks College 1975

（3） Children Today Vol. 12 No.3 U.S.Department of Health and Human Services, Washington 1983

注（1） Central City Lacks Child-Care Programs : Bruse Keppel, Los Angeles Times, Mar. 20, 1984より

＊取材先

（1） Y.Sunshine Co., Torrance South Bay Area YMCA, Program Director M.WottonおよびVictor Site（Victor小学校内保育室）

（2） YWCA Child Care, Torrance, Director C.Saucr

（3） Pasadena Unified School District Children's Services Department, Mrs. Wilson

（4） Hodges Center, Pasadena, Mrs. Brown

（5） Mothers : Single : Mrs. T.Runein : Security in a Department Store
Single : Mrs.匿名: スーパーマーケット チェッカー
Married : Mrs. C.Wilson : School Music Teacher

特集・学童期の福祉需要とソーシャルサービス

韓国での課外(塾)禁止とその結果について

金(キム)　徳(ドク)　俊(ジュン)
江南社会福祉学校附属
韓国社会福祉研究所所長

朝鮮朝時代の兩班(ヤンバン)階級（貴族を含む上流階級）の親の唯一の夢は男の子を数多く産んで，君子学すなわち儒学を学ばせて科挙(カキョ)（高等考試）に合格させ，国家の高級官史にさせることであった．また，子孫としてはそうなるのが父祖に対する最高の孝道（孝行）であった．高級官史になれば，権力，名誉，財力を手に入れることはもちろん，家門の族譜に記載され，子孫代代にまで伝承された．つまり，科挙に合格することは立身揚名の決定的基本条件であった．そして，この思想は優位模倣の原理に従い，両班階級から一般の人々へと広がっていったのである．

このような時代的背景をもち，現在，誉れある登科(科挙への合格)の代りに登場しているのが一流大学，名門大学の合格であり，またそれを保証する過程が一流高校，名門高校での勉強と考えられている．このため，中学から高校に進学する時節ともなると，親や関係者は学校選別に全神経を集中させるのである．

課外禁止に至る背景と実情

韓国では大学を除き中学，高校は教育行政区の学区に所属していて，進学志願者はその学区内の中・高校への進学に限られ，他学区の学校への入学は禁止されている．もし，他区にある歴史が古く，先輩も多く，一流大学への合格率も高い有名校や一流校に進学を志望することになれば，まず，家族ぐるみでその学区に住居を移さなければならない．このために住居を移転させる世帯はかなり多いといわれている．

ソウルの南に江南区があるが，旧ソウル市内にあった一流校が人口疎散政策にあわせ，この区に移転した．このことにより，多くの家族がこの区に住居を移し，現在では住民の大部分がミドル・アッパークラスである．また，この区のアパートや住宅分譲の新聞広告にはいずれも「有名学区」という宣伝文句が必ずついているし，分譲価格も高い．

高校の入学は入試と中学の内申書参考で決定される．大学は大学入学予備考査と高校の内申成績で決まり，その比率は前者が70%，後者が30%くらいだ．当然，一流校になればなるほど競争は激しい．学校で授業が終ったら，すぐ課外学院（予備校）に，それが終ったら家では家庭教師が待っている．最初は一人の教師が国語，英語，数学を担当したが，教育熱が激化し，過熱した課外風潮末期には，各科目ごとに専門教師がついた．予備校の授業料や家庭教師の報酬も競争するがごとく，どんどん高くなった．内甲書のために親と担任教師との間に不条理問題が起こり，この状態が燎原の火のごとく全国的に広まった．

学ぶ子どもたちの側も必死である．ろくに眠れない，食べられない，親の無理な期待など困ぱい極まる状況であった．このような状態が中学はもちろん

のこと，国民学校（小学校）まで波及していった．子どもたちはついに死にたいとさえ思うようになり，実際自殺者も出たし，さもなければ精神病患者になったものもある．

貧しい家庭の子は著しい劣等感におちいり，自分はなぜ貧しいのだろうかという不満がつのった．勉強がいやだ，学校がいやだ，すべてがいやだとなり，このことは重大な社会問題となったのである．国民総和を大前提としている国としては，これ以上放任してはいられなかった．それに加えて非公式の課外年間費用が，正規教育費に肉迫する勢いとなり，これは韓国経済成長政策を遂行するためにも致命的な問題となった．そして，国が何らかの決断を下さなければいけない状況となり，学校教育を荒廃化し，多くの社会的不条理をもたらした過熱課外風潮を正すために，1980年７月３日，物理的課外禁止という教育改革措置がとられたのであった．

課外授業一部再許容の動き

1984年４月17日に文教部（文部省）は４年目に，「正規授業後１時間，週５時間を限度」とする内容の学校での希望者による課外授業の再開を認めた．

教育開発院長の金永植（キムヨングシク）博士はこの再許容について次のような意見を述べている「1980年にとられた課外の全面禁止措置は，いわば断食療法と思う．このような断食療法を永く継続するのは無理であり，教育的にも望ましいことでない．学ぼうとする学生たちの欲求をおさえることになりかねない．」また，正規授業以外に課外授業が必要である理由に対しては，「韓国では授業形態が個別授業でなく，１教室に60名以上の学生を入れて無差別に進める一斉授業方式が根幹をなしており，個人の能力や適性を十分に伸ばすことができない．それを補うために課外教育が必要である．」このように，学生たちの個人の希望や能力を伸ばすには，現実的に課外授業の必要性は切実である．そこで，今回の制限つきでの許容という方針がとられ，国語，英語，数学，科学など奥行の深い学習が必要である科目を対象として，前述の範囲で課外授業が許容された．

おわりに

物理的方法による禁止にまで及んだ課外禁止は，学生の父兄か，否かを超越して国民的次元で心から歓迎され，支持を受けた政府の緊急対策であった．貧富の差に関係なく，課外を行ったり，受けたりすれば，違法であり処罰される．このことから言えば表面的には平準化されたわけである．この間，当局は高校教育の平準化に力を入れてきた．学校間，公私立間，都市と農村，施設設備，実力，授業料，報酬の各格差を縮める努力をしてきたのである．

この政府政策の功過についていえば，その進行が物理的でなく，民主的な過程で進行するとすれば，たとえ時間的には多少遅れたとしても，その平準化施策は歓迎されてあまりあると思う．

要するに，過熱課外とそれに付随した問題の政府の物理的禁止の結果は(1)政治的には貧富の格差を縮める平等的社会福祉政策化，(2)社会文化的には，混乱している価値観を再び安定させることの促進，そして(3)高校教育の多元的，平準化促進という創造的，建設的運動であったといえよう．

特集・学童期の福祉需要とソーシャルサービス

施設紹介

中華人民共和国の国立中央児童館

福田垂穂
明治学院大学教授

中国では，一目でそれと分るソ連式デザインの建物を目にすることがある．革命後の中ソ蜜月時代の名残りである．北京の「中国児童少年活動中心」(国立中央児童館）も，そうした建物のひとつである．元来，技術庁の賓館として建てられ，最盛時にはソ連の技術者数百人が滞在していたという．広大な敷地に建つ天井の高い巨大な建物は，中ソ関係の悪化と共に閉鎖されたまま文化大革命の嵐もやり過した．

それを全面的に大改装し，児童健全育成のナショナルプロジェクトとして，1982年８月に開園以来，毎日午前午後それぞれ1,000人計2,000人の幼稚園児や小中学生が，組織的に送り込まれてくる．私もその列に並んで入ってみることにしよう．

門前に群がる首に赤いネッカチーフを巻いた子どもたちは，少年先鋒隊として先生に引率されてきたグループだ．小学校４年生までは特別に選ばれた子が，５年生以上は全員が先鋒隊員になり，学校内外の活動単位となっている．日本で言えば，課外活動や修学旅行，また午前中の子ども向けの映画見物なども，すべて少年先鋒隊単位で動くわけである．

見上げる門の中央には，子どもたちの成長を願うシンボルマークの若い緑の双葉を，中国児童少年活動中心の赤い文字が囲む．門前には，アイスクリームやとうもろこし，リンゴに飴をかけたものなど売っている屋台が並び，子どもたちはそんなものを食べながら順番を待っている．

門を一歩入ると，広々とした針葉樹の木立ちが続く．見学を終えた幼児たちが，虹の門をくぐって賑やかにやってくる．楽しかったかいと尋ねると，面白かったようという歓声が返ってくる．子どもたちや，先生たちの服装の多様さや色彩の豊かさも，79年以前の文革中の中国を知る者の目には，ほとんど信じられないほどのここ数年間の変化である．

庇のないベレー風の軍帽と，赤い襟章のついた，萌黄色の制服の女性兵士の一団が歩いてくる．美人揃いだなと言う私の声に，中華全国青年連合会からついてきてくれた通訳が，あれは芸能部隊の兵士ですと説明してくれる．子どもたちに，古典舞踊やモダンバレー，雑技（サーカス）など見せてくれるのだそうだ．

林の先に，灰色の大きな建物が現われる．入口の

待ち遠しいなあ，早く入れないかなあ，門前で待つ少年先鋒隊の子どもたち

ロビーは，文字通り子どもたちで溢れている．中国らしい明るい原色で描かれた正面の大壁画の右側には，中国の子どもたちに馴染みの深い物語りの主人公たちが一杯見える．もちろん孫吾空もいる．左側には，白雪姫やミッキィマウス，サンタクロースも描かれている．おや鉄腕アトムも空を飛んでいる．しかしどうやらロシアの物語りの人気者たちはいないようだ．これもまた，最近の中ソ関係の反映かな．壁画の一番下段は，中国を構成するさまざまの民族衣裳の子どもたちが可愛い顔で手をつないでいる．

さてこの建物は大きなロの字型になっていて，それが科学，学芸，体育の三部門に分かれている．

科学部門では，子どもたちが楽しみながら，物体の運動や慣性，光や電気，摩擦など，科学の初歩的興味を抱くような実験や，それを応用した遊びが並べられていて，実際に触ったり動かしてみたりできる．正直に言ってそれはまだ素朴な段階の展示であり，プラネタリウムやコンピューターや宇宙のジオラマまで備えた日本の児童科学館的な施設に比べるべくもない．しかし子どもたちは長い列を組んでじっと順番を待ち，楽しそうに操作したり，グループで遊んだりしている．

学芸部門では，舞踊やバレー教室，創作劇のグループなどもある．また幼児用の遊戯室では，楽しい創造的遊びや人形芝居に目を輝やかせたり，お話しに聞き入っていたりする小さな子どもたちの表情が，本当にいきいきと可愛らしい．その他大ホールと図書室があり，ホールでは白黒の教育映画が上映されていた．これも単純な勧善懲悪的な物語りなのだが，子どもも大人も，歓声を挙げ拍手を送っていた．

こんな面白いゲームはじめて遊んだよ

図書室は，グループで来ている子が多いせいか，あまり子どもたちの姿は見えず，また並んでいる薄いお話しの本も，新聞紙程度の紙質で，印刷も綺麗とは言えない．それでも日本ほど劇画に毒されていないで，子どもたちが文字を読むことを善しとすべきなのだろうか．

体育部門は，広い廊下が展示場になり，オリンピックやアジア競技大会などで活躍した選手たちの顔写真やトロフィーなどが飾られている．室内では，ピンポンや体操などの他，中国伝来の格闘技の練習も行われている．しかし改装の建物ではいずれにしても限界があり，近い将来総合体育館は建設予定であるという．もちろん敷地は十分にあるから，きっと立派な体育施設もできるであろう．

まだ若い所長は，私に記念の七宝のバッジを手渡しながら，日本の同種施設の実情を熱心に尋ねるのだった．そこで私は，全国で4,000館近くになった児童館のネットワークがあること．しかしわが国の場合それを1960年代の始めに，全国規模で基本計画をたててから始めるべきだったと今考えていること．目下，東京に，児童健全育成の中心となるべき大規模施設（仮称こどもの城）の建設が進んでいることなどを話した．完成するころ是非日本を訪ねたいと，所長は目を輝やかせ，私たちは，日中双方の子どもたちのしあわせのため，お互い大いに頑張りましょうと，しっかり手を握り合ったのだった．

特集・学童期の福祉需要とソーシャルサービス

施設紹介

少年少女のコミュニティセンターを目ざして

八住智明（やすみ ともあき）
東京小中学生センター館長

東京小中学生センターは小中学生のためにひらかれたコミュニティセンターを目指して，昭和52年5月5日，東京都板橋区の南端，大谷口地区にオープン，以来これまで近隣の小中学生が気軽に集まる溜り場として利用されている．オープンして7年間の利用者は延24万人，1日平均120人である．センターの開館時間は表1のとおりであるが，平日は14時～17時30分の間に集中し，その3分の2が小学校高学年～中学生であることに福祉関係や教育関係，さらに建築関係の方からの注目を集めている．

センターの運営母体である(財)伊藤忠記念財団は昭和49年9月，総合商社である伊藤忠商事株式会社の戦後再発足25周年を記念して設立され，その事業目的を「青少年の健全育成に寄与すること」においている．ここでは地域サービスとしてのセンターの日常の姿を紹介したい．

表1．開館時間

平日(火曜日～土曜日)	13:00～19:00
日曜日・こどもの日 春・夏・冬期休暇中	10:00～17:00
月曜日・祝日(こどもの日を除く) 毎月第4火曜日	休館

社会の要請―中学生主体の溜り場

センターが開館した当時，低学年児童のためには児童館や公園が整備されつつあり高校生には図書館や青年の家利用など行動範囲の広さが社会的に認められていた．反面，青少年非行の低年齢化とくに中学生の非行化が顕著であるのに社会的にはそれを予防し健全育成に向かわせる施策が手薄であった．まして経済高度成長に伴なう受験体制の中で中学生は勉強に追われ，遊びや息抜きは無駄なこととされていた．このような社会的背景に対し伊藤忠記念財団は予防的な接近として中学生の健全育成に積極的に取り組むことを目標のひとつに掲げたのである．

センターの建設に先だち，小学校高学年と中学生および母親を対象に地域調査を実施した結果をもとにしてプロジェクトチーム（社会福祉・社会教育・図書館行政・地域青少年育成・建築設計の各専門家による委員会）が互いに広い視野からの提言・討議を重ねて図1の姿にまとめられている．

図1．

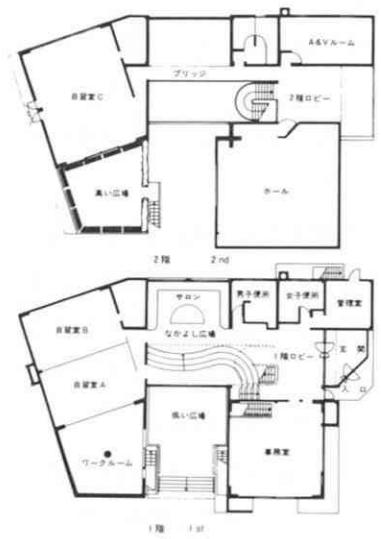

センターの機能

地上2

階，地下１階，延面積880㎡の中には《まなび》の自習室，《つどい・かたらい》のなかよし広場，《いこい》のサロンが一体感をもって配置されている．利用する子どもたちのセンター観は，図書館であり屋根つきの公園であり映画館やホテルのロビーともいえるさまざまな顔をもつ子どもの城といった印象である．

小学校低学年・高学年それに中学生と３つに分かれた自習室にはそれぞれの年齢に合った辞典･図鑑･参考文献を備え，個人の知的好奇心が増大されるように，またグループで取り組む宿題や研究に利用されるように準備されている．近年，自分の学習机はもちろん，独立した個室を持つ子どもが多いというが，センターに集まる子どもの大半は家で黙々と勉強するよりも気の合った仲間と楽しみながら学習する方を好んでいる．

なかよし広場では自分たちが生みだした自由時間を精一杯有効に生かそうと遊びに夢中の子どもたちで賑わっている．放課後はすべて自由という時代は遠い昔のこと，現在の子どもたちは朝から夜まで学校→塾→習いごと→宿題・テレビと分刻みに管理された時を過しているが，そんな現代っ子でも「遊びは彼らの栄養」と認める空間と時間を共有できる仲間がいると確信すれば，自分の生活をやりくりしてでも自由を生みだす力を秘めている．学校と塾の合い間をぬって中学生たちが息抜きに立ちより，小学生を相手にサッカーやバレーボール，プロレスごっこに興じ，熱中するあまり時を忘れ家からの呼び出しでようやく我にかえり重い足どりで去っていく姿もしばしば見うけられる光景である．

こうして住んでいる地域，学校学年・体力がちがう子どもたちが，偶然に時には友人を仲立ちにセンターで出会い，自然な形で群れを形成，グループとして成長しながら創造的な遊びを展開している．これに満足感を得た者が積極的に他の面倒をみるようになり，思いやりやいたわり，尊敬や感謝の心が育まれる伝統らしきものができあがっている．

児童の全人的成長を目ざして

センターは単に現代の子どもにとって失なわれた遊環境を再び子どものもとに返すだけにとどめず，現代の受験体制や五無主義，ミーイズムを超えて全人的な成長と社会化を進める機会として捉え，スタッフとの対話を求めてくる子どもにも多くの時間を割いている．ゆっくり話を聞いてくれる大人，安心して愚痴を言える場所という役割もセンターは担っている．幸いにもスタッフには社会福祉・社会教育を学び，レク活動や野外での集団教育活動の経験を豊かにもつ者が採用されている．しかしながらスタッフの側からの積極的な遊びの指導や働きかけは極力抑え，十分受け入れる準備性を持ちながらも子どもたちから湧きあがるエネルギーの醸成を待ち，与え過ぎず世話をやき過ぎず，子どもにとって本当の親切とは何かをわきまえ信頼して見守る姿勢が，かえって現代の少年少女にフィットしたものということができる．

このほか館外で広範囲の小中学生を対象としたイベント・野外教育活動を定期的に催しているが，それらについては次の機会にゆずることにしたい．

インド
“人口と開発・議員会議”
見聞の記

斉田慶四郎
国際人口問題議員懇談会事務局長

会議出席の各国代表

2月17日から4日間にわたって，インドのニューデリーでアジア24ヵ国と他の大陸からの5ヵ国議員オブザーバーを入れ計29ヵ国の議員約200名を集めて“人口と開発に関するアジア議員フォーラム”が開催された．

開会の日，ニューデリーでは何10年振りかの雷鳴を伴ったおしめりに恵まれ，爽快な気温は正に日本の5月の感触で，全く炎熱の天竺インドにあることをすっかり失念させるものがあり，会議期間を通じても想像をこえて快的な環境気温に終始したことはまことに有難いことであった．

本来，この会議の開催，機構などは3年前の北京会議直後のアジア・フォーラムの執行委員会で決められたものであって開催地，役員構成などもそれにしたがって進められた．

アジア・フォーラムの議長には日本の佐藤隆衆議院議員が，副議長には中国の何理良女史（黄華外相夫人），スリランカの厚生大臣アタパト氏があたり，事務総長にはインドのミタール上院議員が任命されており，この会議もご当地のミタール議員の司会によって始められた．

なお，この会議には日本から，福田赳夫元首相が“人口と開発”グローバル・コミッテイ（この会議の上部機構）の会長として出席され，外に西独の前首相シュミット氏が名誉賓客として基調演説を行った．地元インドからは当然のことながらガンジー首相の祝辞が述べられた．さらに，このインド会議には，この種の会議には珍らしく国連からUNDPのブラッドフォード・モース氏，UNISEFのジェームス・グラント氏，UNFPAのサラス氏など各機関の長が顔を揃える超豪華版でアジア地域の人口，家族計画に関するNGO（非政府機関）の主だった長もほとんどが一堂に集って論陣を張るといった前例のない絢爛たる大会議となった．特に中国は黄華前外相，銭前厚生大臣をはじめ26名の大派遣団を繰り出したことは人口と開発に関する中国の熱意を如実に示すものであった．またこの会議に昨年の第1回の国連人口賞の2人の受賞者であるガンジー，インド首相と銭中国前厚生大臣が揃って壇上に列したことも最初

から会議を盛り上げる環境を作り出していた．

日本側は前記２名（福田赳夫氏，佐藤隆氏）の外２名の衆議院議員と４名の参議院議員が出席した．

開会式冒頭の佐藤隆議長の演説は，この道10年，最古参のうん蓄を傾けた面目躍如としたもので，人口と開発に関し，宗教あり，食糧あり，資源エネルギーあり，南北問題あり，軍縮ありで，この一世一代の檜舞台に相応しい大獅子吼で聴衆を唸らせるに十分のものがあった．そしてこのスピーチがこの会議の方向づけを完全に成し遂げた観があった．

続いてOBサミットの召集者であり，人口と開発に関する世界議員委員会の会長である福田赳夫元首相が登場し，現今の世界情勢から説き出し，米ソを中心とする軍拡，特に核軍拡について痛烈な批判を行った後，現在のこの軍事的また政治的危機を何としても乗り切り，平和と繁栄をもたらすのが世界の政治家の焦眉の急務であり，かつ最大の責任があることを強調された．

しかも，それだけでは人類が永きにわたって平和と繁栄を享受出来るものではない．別次元のしかも根本的でかつ最も厄介な問題が残っている．すなわち，人口とその生存条件の均衡調和の課題，いわゆる人口と開発の問題があることを提示された．しかもこの問題解決には色々の隘路があり，土地，水，資源などの自然制限の外にも宗教，民族，制度，慣習などの人為的制約が大きな障壁となっていること，このような問題の対処に当たっての適正な解決が焦眉の急であることを論理的に明快に力説され満堂の共感を得られた．

なお，基調演説は西独のシュミット首相によって行われた．さすがに当代随一の世界的な政治家のスピーチだけに満場を沸かせる大変内容の豊富なものであった．

特に人口問題について初めて宗教を公式にそ上に登場させ，私は三度び現ローマ法皇に抗議の手紙を送って“教会は必要な受胎調節と中絶との間に道義的区別を設けるべきだと主張したが，なぜか今もってその納得が得られていない旨披露された．

また高額の累積債務を抱えている開発途上国や非同盟諸国が軍備に多額な予算を支出することは許さるべきではない．また，現在行われているODA（政府開発援助）の総額がODA受領諸国の軍事費にほぼ匹敵することも，われわれとしては到底釈然とし得ないものがある……と現役首相ならば到底発言出来ないようなことをズバズバと言いのけられた．

さすがに非同盟の開発途上国であるインドの翌日の諸新聞はガンジー首相の立場を慮ってか，このシュミット発言を黙殺して報道しなかったのはまことに遺憾千万であった．

とにかく，今度のインド会議でシュミット首相の発言は全く圧巻であって人口問題に宗教を登場させ，平和と繁栄に対して軍備がいかに非生産的で大きな障壁となっているかを明らかにしたもので，今年８月メキシコで開かれた第４回国際人口会議にも大きな影響を与えた，人口と開発に関する有意義なフォーラムであった．

解説 国際障害者年後の国連の動向

堀（ほり）　利（とし）　雄（お）
総理府障害者対策推進本部担当室参事官

はじめに

障害者が社会生活およびその地域社会の発展に完全に参加し，他の市民と同等の生活条件および社会経済の発展の結果たる生活条件の向上に関する同等な配分を享受する権利の実現を目指して「完全参加と平等」をテーマに展開された国際障害者年は，国連諸機関や加盟国および民間団体等の努力によって大きな成果をあげることができた．

国連は，1975年第30回総会において「障害者の権利宣言」を採択，翌1976年に国際障害者年の決定，そして5年間の準備後1981年に国際障害者年の実施と障害者問題のアピールに努めて来たが，1982年12月これら一連の取り組みの集大成ともいえる「障害者に関する世界行動計画」を第37回総会で採択し，併せて「国連障害者の10年」—1983年～1992年—の宣言を含む決議を行った．ここに国際障害者年後10年にわたり，障害者に関する世界行動計画を具体化するための活動が，各国，地域社会および国際レベルで展開されることとなった．

世界行動計画採択までの経緯

「障害者に関する世界行動計画」の草案骨子は，1980年8月開催された第2回国際障害者年諮問委員会において審議され，同年11月の第35回総会で承認された．そして翌1981年8月の第3回諮問委員会において草案が作成され，国連事務総長から加盟各国および国際機関に配布されてコメントが求められた．

この草案はアジア，ヨーロッパなど各地における討議に加えて，国連専門機関，障害者の世界組織，専門家の組織等の参加を得てまとめられたものであり，障害者問題に関する世界の総意とも言えよう．当初160項目から構成されていたが，コメントを基に修正され，最終案では41項目追加されて201項目となった．そして，1982年7月ウィーンにおいて開催された第4回国際障害者年諮問委員会で最終案の審議が行われ，同年12月3日の第37回国連総会において全会一致で採択されたのである．

障害者に関する世界行動計画の内容

「障害者に関する世界行動計画」の内容は，3章201項目から成っており，その概要は次の通りである．

〈障害者に関する世界行動計画〉

1. 目的・背景および概念

A.目的

「障害者に関する世界行動計画」の目的は，障害の予防，リハビリテーションならびに社会生活と開発への障害者の「完全参加」と「平等」という目標実現のための効果的な施策を推進することにある．すなわち，これはすべての人々と均等の機会を得ること，および社会的，経済的発展の成果としての生活条件の向上に等しくあずかることを意味する．

B.背景

精神，身体または感覚の損傷の結果として障害を負っている人は，世界中で5億人以上いる．これらの人々の生活は，完全参加を妨げる社会の物理的および社会的障壁のために不利を被っている場合があまりにも多い．障害者のおかれた状況についての分析は，経済的，社会的発展のレベルの違い，文化の違いを踏まえて行う必要があるが，いずれの場合にも損傷につながる諸条件の処置および障害によってもたらされる諸結果に対する究極的な責任は政府にある．このことは，一般社会，個人あるいは各団体の責任を軽くするものではない．

政府は，社会的，経済的，政治的生活のあらゆる分野への障害者の参加により，個人および社会が得るものについて国民の意識を目覚めさせるとともに，重い障害により生活している人々が仲間の市民と同じ生活水準に達する機会を確保しなければならない．

また，多くの国にとり，本計画の目的達成のための前提条件は，経済社会の発展，国民全体に対する人道的領域における包括的サービス，資源と所得の再配分，国民生活水準の改善である，荒廃，破局，貧困，飢餓，苦難，病気および障害者の大量発生を

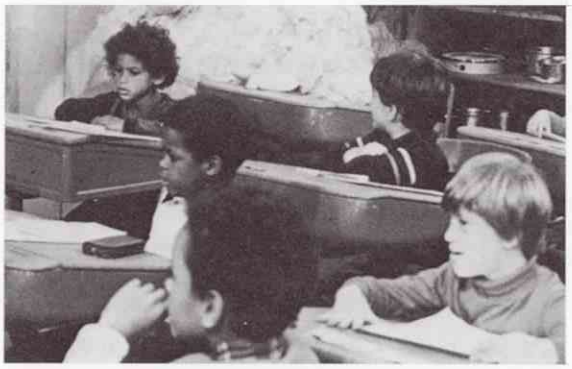

適切な援助で精薄児も仲間と一緒に授業に！

もたらす戦争を防止すること，すべての国際紛争を平和裡に解決し，あらゆる形態の人種主義および人種差別を撤廃するために，努力を傾ける必要がある．

したがって，すべての国家がその総合的開発計画の中に障害の予防，障害者のリハビリテーションならびに機会の均等化のために緊急対策を含めることが是非とも必要である．

C.定義

世界保健機構(WHO)が，保健分野の経験に鑑み，損傷，能力不全，不利に関して区分している．

損傷(Impairment)：心理的，生理的もしくは解剖学的構造ないしは機能の喪失または異常．

能力不全(Disability)：人間として正常とみなされている方法ないし範囲内で活動する能力の（損傷の結果として）制約または欠除．

不利(Handicap)：特定の個人にとり損傷または能力不全によりもたらされる不利益であって，その個人の年齢，性，社会的ならびに文化的要素に応じ正常とされる役割の遂行を制限または防げられるもの．

また，世界行動計画において提案されている関連行動基準は，予防，リハビリテーションおよび機会

の均等化とされている．

予防：精神，身体ならびに感覚の損傷の発生を防ぎ，あるいは損傷が生じた場合には，それが身体的，心理的および社会的に不利な結果をひき起こすのを防ぐことを目的とした施策．

リハビリテーション：損傷を負ったものが，身体的，精神的または社会的に最も適した機能水準を達成できるようにする．これには機能の喪失や機能上の制約を補う（補助具等により）ことを目的とする施策ならびに社会的適応あるいは再適応を容易にするための施策を含める．

機会の均等化：例えば物理的ならびに文化的環境，住宅および交通，社会的および保健サービス，教育や労働の機会，スポーツやレクリエーションの施設を含めた文化的および社会的生活といった社会の全体的なシステムをすべての人が利用できるようにしていく過程．

2.現状

A.全体的状況

今日の世界には，障害をもった人が数多くおり，しかもその数は増えつつある．5億人という推計数は，住民抽出調査の結果によって確認された数字であり，大部分の国々では少なくとも10人に1人は身体，精神または感覚の損傷による障害を負っており，障害の存在によって，人口の少なくとも20%が不利益を被っている．

損傷の原因は，世界中をみてもさまざまであり，障害の状況やそのもたらす結果についても同様である．社会経済的環境の相違や，それぞれの社会がその構成員の福祉のために行っていることに相違がある結果としてこうした多様性が生ずる．3億5千万人の障害者が，その制約の克服を援助するために必要なサービスが利用できないような地域で生活しており，リハビリテーションの援助が利用できても，大部分の障害者は彼らの生活を不利にする物理的，文化的，社会的困難にさらされている．

1.開発途上国における障害

全障害者の80%が開発途上国の隔離された農村地域に住んでいる．これらのある国では，障害者は一般に極端に貧しい人々であるという事実により，さらに複雑になっており，医療その他の関連サービスの少ない，あるいは全く存在しない地域に住んでいる．このような国々において障害の問題は，人口の爆発的増化によってさらに複雑なものとなり，障害者の数を容赦なく，相対的にも絶対的にも増加せしめている．

2.特別のグループ

欠陥や能力不全は，特に女性に深刻な結果をもたらしている．障害者になった親の世話をする責任はしばしば女性に任せられ，彼女らの自由と他の活動への参加をかなり制限している．また，多くの子どもにとって損傷の存在は，正常な発達を妨げ，パーソナリティおよび自己像の発達を阻害することになる．

今日，世界には人災の結果1千万人を超える難民流民が存在する．彼らの多くは被った迫害，暴力および危険の結果，身体的，心理的障害を負っており，中でも障害者は難民自体の不利と二重の不利を負っている．

3.障害者に関する世界行動計画実施のための提言

A.序

世界行動計画の実施にあたっては，開発途上の国々，特に開発に最も遅れた国々の特殊な事情にしかるべき配慮が払われねばならない．国民全体の生活条件の改善という任務が膨大であり，資源が一般に乏しいこのような国々におけるこの計画の目的達成を一層困難にしている．

世界行動計画の目的の実現には，障害者の機会の均等化，効果的リハビリテーション，サービスおよび予防施策に関連した政策と活動を組み合わせ調整していくための多部門にわたる総合的な世界的な戦略が必要である．

B.国家レベルの行動

加盟各国は，早急に世界行動計画の目的達成のため，国家レベルの長期計画をたてなければならない．

そして，障害者にかかわる事柄は，それだけを分離した形ではなく，適切な総合的枠組の中で取り扱われるべきである．

世界行動計画を実施するため，加盟各国は以下のことを行う必要がある．

(1)各レベルにおける活動についての立案，組織化および資金的措置．

(2)目的達成のための施策に必要な法的基盤および権限の創設．

(3)完全参加への障壁の除去による機会の確保．

(4)障害者に対する社会的，栄養学的，医学的，教育的および職業的支援ならびに技術的援助を与えることによるリハビリテーションサービスの提供．

(5)関連ある公立および民間の組織の設立あるいは動員．

(6)障害者団体の設立および育成の支援．

(7)障害をもつ人々およびその家族を含め，国民のあらゆる層に対する世界行動計画の諸問題に関する情報の提供と普及．

(8)世界行動計画の鍵となる問題およびその実施に対する幅広い理解確保のための大衆の啓蒙の推進．

(9)世界行動計画に関連した事項に関する研究の促進．

(10)世界行動計画に関連した技術援助ならびに技術協力の促進．

(11)世界行動計画に関連する決定に際しての障害者ならびに障害者団体の参加の促進．

C.国際的行動

総会で設立された国際障害者年のための信託基金は，開発途上国および障害者団体からの援助要請に応え，世界行動計画の実施を促進するために使用されるべきである．

国際的非政府組織は，世界行動計画の目標達成に向けての協力に加わるべきであり，障害者により構成され，もしくは障害者を代表する団体に対する協力および援助を行うべきである．

国連および特に開発技術協力局は，専門機関ならびにその他の政府間組織および非政府団体と共に，世界行動計画の実施を支援するための技術的協力を行うべきであり，この関連で，国際経済社会局の社会開発人道問題センターは，世界行動計画の実施にあたって，技術的協力プロジェクトおよび活動に対する実質的支援を継続すべきである．

国際機関は，世界行動計画の目的に関するカリキュラムの提案ならびに教材や国連の情報の提供によ

り地域社会の大衆啓蒙プログラムの作成を援助すべきである．

計画実施にかかる付帯決議

「障害者に関する世界行動計画」の採択と併せて国連総会は次の２つの付帯決議を行った．

その１つは，国際障害者年が果たした役割について評価し，加盟国や関係諸機関の努力に満足の意を表明し，この世界行動計画の実施について，加盟各国，すべての関連非政府機関および障害者団体等に対し現在の資源の再配分により，この計画の早期実施を確保するよう要請するというものである．

もう一つの決議は，世界行動計画の効果的な実施にかかる各国のプロジェクトを援助するため，IYDP信託基金の継続可能性につき検討すること．1983～1992年を「国連障害者の10年」と宣言するとともに，各国に対し，同10年を世界行動計画実施のため一つの目やすとして活用するよう要請すること．各国が障害者の日を宣言するよう奨励すること．そして，1987年に専門家会議を開催し，行動計画の実施状況の評価を行うよう要請することとなっている．

その後の国連の動き

1982年12月の国連決議に対する事務総長からの報告は次の通りである．

国連国際障害者年信託基金は，1977年12月16日の総会決議に応えて1978年２月に設立された．この決議において総会は1981年に宣言された国際障害者年のために拠出を行うよう訴えている．

信託基金は総会の関心を反映して，次の目的のために援助を与えている．

(1)障害者に関する世界行動計画の範囲内における長期国内計画および実施予定の策定．

(2)発展途上国における障害者に関する技術協力活動，特に固有の能力や素質を開発し，強化することを強調した障害の防止，リハビリテーションおよび障害者の社会への統合の分野における活動を強化し，拡大するもの．

(3)発展途上国における障害者のための障害防止，リハビリテーションおよび機会の均等化の分野における技術援助の進展を目的とする活動を含め，情報の交換および科学技術および知識の移転を目途とした支援サービスの強化．

(4)その他障害者に関する世界行動計画の実施上必要と見なされる活動やプロジェクト．

1983年10月28日行われた国連第38回総会では，加盟国および民間による国際障害者年信託基金に対する拠金を求めている．そして，信託基金が「障害者に関する世界行動計画」の実施にとって重要な手段であり，継続実施の必要性を強調し，さらに資金の拠出について一層の努力をするよう要請している．

むすび

国連は「国連障害者10年」の中間年に当たる1987年に主に障害者で構成される専門家会議を開催し，この時の国連総会において障害者のための世界行動計画の実施についての評価を行うよう要請しており，各国の実施状況が問われようとしている．わが国においてもこれに向けて行政，民間各レベルの関係者が目下全力投球で取り組んでいるところである．

解説 オーストラリアにおける児童および家庭福祉サービスの変容-2-

イアン・G・エリス(Ian・G・Ellis)　訳：小野　鎮
St. John's Homes for Boys and Girls 施設長　明治航空サービス常務

前号で述べましたオーストラリアの変容する児童養護の実態を具体的にご説明するにあたってビクトリア州で児童養護を行っておりますSt. John's Homes for Boys and Girlsの事業内容をお話しましょう．

このSt. John's Homesの歴史はそのもの自体が児童養護の変容の歴史でした．法人は1921年に設立され，放任されたり，孤児であった100人の男児を収容することから始まったものです．最初，子どもたちはメルボルン市東郊の衛星都市カンタベリーの町はずれの大舎型施設へ収容されました．1956年になってSt. John's Homesの理事会ではこれまでの収容施設型のケアから家族型ケアに施設の形態を変えることを行いました．そして，このことは2つの重大な変化をもたらしたのです．その1はファミリー・グループ・ホームを開設したことであり，その2は男児と同様に女児の受入れも開始したことです．

最初の実験的なファミリー・グループ・ホームはカンタベリー本部の敷地の一隅に建設されました．つまり，理事会としてはこの試みの成功についてはあまり自信が持てず，そのためその成り行きをより近くで監視すべきであるということに他ならなかった訳です．しかし，家族型の雰囲気というのが子どもたちに益するところが極めて大であることはすぐに明白となり，理事会はこれに意を強くして，本部の敷地から離れた場所にも同種のファミリー・グループ・ホームが多数設置されるようになりました．後年，メルボルン郊外に町家が購入されたり，あるいは適当な物件を契約で借り上げるなどして数を増し，他方，当初の収容施設は発展的に閉鎖の道を歩いていきました．現在，我々の法人では16ヵ所の独立したユニットを経営しており，11ヵ所は幼児から学齢児を対象としており，残り5ヵ所は非行歴や反社会行動を繰り返してきたような青少年を置いています．私共では幸いにも質の高い，優秀な児童指導員を多数有しておりますので，これらの児童に対応することができます．もちろん，これらのグループホームがメルボルン市内外に分散して存在することは管理面，指導面ともに極めて困難さが伴うわけですが，子どもたちを始終管理体制下，監視下に置くということは，決して子どもたちにとって好ましいものではないということを我々は確信しております．

私共が養育している児童数は1978年の110人から1983年の74人へと大きく減少いたしました．しかしながら，ホームの数においては変わりなく，すなわ

ち1戸当りの入所児童数が従来の7～8人から4～6人へと減少したことを意味します．施設の方針として，児童の発達について年間3回の評価を行っています．個々の児童の必要度合と内容をより正確にとらえ，彼らの発達に則した個人訓練計画の設定，発達に沿っての反復評価は極めて大切であります．私たちの認識の根底には一刻も早く児童を肉親の元に返すという哲学が第一義となっています．そうするためには，職員の指導技術など資質を高め，また法人として出来得る限り最高のサービスを提供しなければならないわけです．

1983年6月30日現在，ビクトリア州には301ヵ所の施設養護ユニットがあり，このうち76が公立，225が民間となっています．分散型ファミリー・グループ・ホームがいちばん多く，その数201ヵ所，その大部分143が民間経営になるものです．201のファミリー・グループ・ホームに793人の児童，すなわち1戸当り4人です．その一方，依然として446人の児童が集合型収容施設に措置されており，そのうち15ヵ所は民間です．このうち最大のものは聖オーガスチン孤児院で，この大きな施設には一時期250人の男児が収容されていましたが現在は50人（男児）のみです．この施設の段階的取り壊し計画が進められており，他の施設もたいがい同様です．

居住施設（施設養護）措置児童統計：公立、民間施設種別措置数

（1983．6．30 現在）

施設種別（a）	公立（地域福祉省）施設			民間施設			全施設			
	ユニット数（棟）	措置形態		ユニット数（棟）	措置形態		ユニット数（棟）	措置形態		
		親権保留	親権不動		親権保留	親権不動		親権保留	親権不動	合計
分散型ファミリー・グループ・ホーム										
一般	58	199	—	143	493	101	201	692	101	793
緊急	—	—	—	16	18	66	16	18	66	84
青少年	—	—	—	17	58	11	17	58	11	69
群性型ファミリー・グループ・ホーム	14	48	—	—	—	—	14	48	—	48
園内ホーム（園内小舎）	—	—	—	34	253	143	34	253	143	396
集合ホーム（大舎）	4	83	—	15	95	268	19	178	268	446
全ユニット（棟）										
一般	76	330	—	192	841	512	268	1,171	512	1,683
緊急	—	—	—	16	18	66	16	18	66	84
青少年	—	—	—	17	58	11	17	58	11	69
合計	76	330	—	225	917	589	301	1,247	589	1,836

（a）施設区分：WELSTAT（連邦 福祉統計基準）全国統計基準準拠

ケア・フォース（CARE FORCE）

私共の施設における第二の変革は1975年に訪れました．つまり危機にある子どもたちが肉親の元から分離されて代替的なケアに措置されるケース数の低減化を図ることを模索して理事会は一連の予防策の開発に努めたことです．私共はこの考え方をケア・フォースと呼び開発してまいりました．ケア・フォースは情緒的あるいは社会的な危機下にある家族を種々の社会資源を活用しこれらを統合して，対象家庭に適切な援助を与えようとするものです．これらの家庭では往々にして子どもたちは，子どもとしての権利を剝奪されかかっていたり，情緒的にも大きな危険にさらされていることが多いものです．1975年以降4つのケア・フォースチームを設立してまいりましたが各チームは通常10～15人の種々の専門職で構成され，各々6～7市町村を福祉圏として包含しております．

ケア・フォースの実務内容は家庭相談，児童相談，経済困窮家庭への家計指導，人間的に未成熟な親に対する実技の訓練と支持，住宅困窮者への住宅相談，実際に側面から支えてくれるボランティアたちの養成訓練などがあります．各ケア・フォース・チームは家庭など実際の場に出て実務指導をしていく一方，家族センターや児童センターを設置して家族や子どもたちを集め，訓練，相談，友情の交流，相互に激励させるなどグループとして多くのプログラムを実施しています．ケア・フォースに照会されてくる家庭は通常多くの社会的，情緒的な問題を抱えております．これらの親たちは往々にして家庭を維持していく技術や社会資源に対する知識も欠如しており，近所づきあいや友人関係も極めて乏しく，結果的に社会から落伍しがちです．このような家庭は現代社会のもたらすストレスに押しつぶされ，危機と危機の間を行きつ戻りつすることになります．このような家庭の子どもたちは十分な養育を受けることはおろか，たいへん危険な状況下に置かれてしまいます．自分たちの家庭を立て直すことや十分な保護の下にわが子を育てることは極めて困難な状態にあるわけです．

St. John's Homesの事業費は年間240万オーストラリアドル（約576百万円）でありますが，63%が74名の施設養護児童にあてられ，29%がケア・フォースがかかわっている1,360名の在宅児童サービスにあてられます．

施設養護の場合，1人当り334オーストラリアドル（約8万円）／週，州立一時保護所（報告）1人当り600オーストラリアドル（約14.4万円）／週，同様の方法で計算しますとケア・フォースによるサービスではわずかに週25オーストラリアドル（約6千円）です．このこ

St. John's Homesの法人本部

とは施設養護下にある児童よりももっと短期間で家族援助プログラムで児童を養護する方がより好ましいと言えるでしょう．

さらに言えることは，家族援助プログラムで救われた子どもは社会のよりよい一員として定着できることが多く，施設養護下の子どもは施設から施設を渡ってきたことが多いことをも統計が示しており，特に後者は幼児期から成人期に到るまで種々の施設で大部分の時期を過ごしていることが多いことも示しています．

私共の経験から申し上げますと，ケア・フォースが行うような援助（予防的福祉）事業を徹底して実施することにより多くの家庭が救われ，新しい希望に目覚め家庭維持の技術を習得して子どもの健全な発育を行うことが出来るようになりました．

民族ケア・フォース（ETHNIC CARE FORCE）

オーストラリア社会は多数の異なった民族的背景を有する人々で構成されています．すなわち，複合文化社会であります．これらを踏まえて，私共では第4番目のケア・フォース・チームを民族ケア・フォースとして設置し，10種類の異なった民族的背景を持つ2ヵ国語を話すソーシャルワーカーで構成させました．このチームは現在では，オーストラリア社会の一員となっております多くの異なった人種のグループの家庭問題に対処することを目的としているわけです．

フォスター・ケア（里親制度）

1977年に私共の施設では一連のフォスター・ケア事業を開設することにより児童福祉事業をさらに拡充しました．現在ではメルボルン首都圏の3地域において一連のフォスター・ケア事業を行っています．この事業は他の民間施設と提携して合同で進めております．里親家庭への措置児童数は着実に増加しており，将来にわたってさらに盛んになっていくと予想されます．

Birch Cottage の食事風景

新規事業

オーストラリア社会が時代とともに変化してきていることに呼応して，私共の施設では1983／1984年度に以下の3つの新規事業を開始しました．

1. 未就労青年の就労訓練事業

若い世代の高い未就労率はオーストラリアにおける深刻な社会問題です．特に施設育ちで学歴の乏しい若者にとってはさらに深刻です．これに対処するため私共では空家となった教会を提供してもらい，私共の青少年施設や一般社会の未就労青年に対して就労のための一連の訓練実習を行っています．この

プログラムは，子どもたちの自己尊厳意識を高揚させて，意欲を持たせ，価値ある労働市場への就労ができるよう十分な技術を習得させることを目的としています．

2.自立生活技術の習得

住む場所を持たないということはオーストラリアの若い世代にとって深刻な問題です．私共の施設では，最近2軒のアパートと一戸建ての家を借り受け，一般社会の中で独立した生計を営んでいくための技術を小人数グループ別に指導することにしました．これらの若者は家庭復帰はほとんど皆無であると思われますし，社会的にもまた実際上生きていく技術についても多くの欠陥が見られます．私共の目標というのは彼らに独立して生活し，現代社会の中で生き抜いていく術を教授することです．

3.障害児早期対応事業

私共では，障害や知恵おくれの症状が予想される乳幼児とその家族について早期診断，訓練，セラピー，親への援助事業を始めようとしています．この事業は，障害児の早期対応，その親へに対する訓練，援助がきわめて早いうちに適切に開始されれば，その家庭状況が劇的に改善されるという調査結果に基づくものです．

さいごに

以上述べましたことを要約しますと，St. John's Homesは収容施設型養護から複合福祉事業体へと進展してまいりました．私共の事業の目標とするところの第1はケア・フォース事業を通じて幅広い家族援助事業をすすめていくことによって，家族の離散や健全な生活権の剥奪を防ぐこと，第2は，幅広い形のフォスターケアを拡充することで，ある種のケースによっては一時的に家族を分離することによって，より効果的な発展を図り，しかるのちに一刻も早く家族を再統合することを可能ならしめること．第3は，やむをえない際の手段として居住施設を利用し，そこで彼ら対象者の個々の問題に的確に対応するように，より高度の療育技術を提供することであります．

私共のひたすらな願いはすべての児童に幸福で，安全で，そして成功を約束された未来に向けて育っていくよう機会を与えてやることです．

St. John's Homes for Boys and Girlsの概要

＊職員構成

児童指導員（年少児童担当）	29名
ケースワーカー	5名
ユースホステル・ワーカー	28名
（高年齢児童：反社会行動，ぐ犯児童等）	
ケア・フォース・ワーカー	47名
フォスター・ケア担当ソーシャルワーカー	10名
管理職，総務，庶務職員	14名
合計	135名
付加：実働ボランティアー	220名

＊取扱実数

グループホームとユースホステルにおける措置児童数	74名
ケア・フォース・チームで地域サービスによる指導下の児童数	600世帯　1,360名
フォスターケアのあっ旋児童数（1年間）	287名

＊財政

1983～1984年の会計年度における総支出予想額は240万オーストラリアドルです．収入は78%が政府負担であり，22%は社会の善意ある個人や法人の篤志によるものを予定しています．

ヨーロッパ・子どものための展覧会・あれこれ

TOPICS

田嶋茂典
日本児童手当協会

昨年5月より半年間，ヨーロッパの各地を訪れた際に，児童向きに企画をされた展覧会をいろいろと見た．今回は，その中から，美術館と地方自治体が開催した5つの特別展示を，見たまま，感じたまま紹介したい．

●ミュンヘン，ノイエ・ピナコテーク，「モネの睡蓮の作品をもとにした教育展示」

ノイエ・ピナコテークは，19世紀から20世紀にかけてのヨーロッパ美術のコレクションを展示している美術館である．そこの地階にある，児童のための制作室の入口のホールで，この展示が行われていた．この美術館の収蔵品である，モネの睡蓮の作品をもとに，この画家のプロフィール，その時代背景，作品の技法のことなどを，写真パネル，簡潔な文章，模型，実験例などを用いて，分析・解説したものである．なかでも，表現の技法の説明の部分では，色彩，画面の構成，形，線やタッチのことなどをさわって試すことのできる模型をいろいろと使いながら，子どもにわかりやすい形で実に要領よく解説されていた．また，別のコーナーでは，床を睡蓮の池にみたて，模型の睡蓮の花をいろいろな位置に動かし，配置をしたうえ，その情景を見て，絵が描ける場所も設けられていた．複製だけの非常に簡略で小規模な展示ではあったが，それなりに子どもたちが作品の裏側にかくされているものに気付くことができ，興味をひろげていくきっかけとなる展示であると思った．

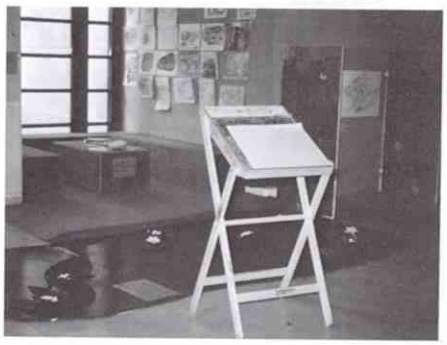

〝モネの睡蓮の作品をもとにした教育展示〟
模型の睡蓮をいろいろな位置に動かせる．

●パリ，市立近代美術館，「私たちの衣裳の神話」展

'83年6月から12月まで開催された．副題に〝流行・子どもたち・若者たち・1883～2083〟とあるように，最も身近かなところにあるアート，〝ファッション〟をテーマとしたものであった．入口を入ったところのホールの天井には，何十枚もの極彩色の布が張られ，その一部が垂れ下がっている．その下で，子どもたちが，小さな窓に顔をつっこんでは，歓声をあげている．顔をその中に入れると，すてきな衣裳に着替えをした自分の姿が，前に置かれた鏡に映る仕

掛けになっている．着せ替え人形のように，あれこれと自分の着るものを，交換して試してみることができる．さらに展示室に向かう階段は，ファッションショーのステージのように設定され，カメラがこちらに向けられて，まるで自分が，ファッションモデルになったような気分にさせられる．また，人気マンガの主人公が，場面ごとに衣裳を変えていくマンガを並べたコーナーもある．展示室では，19世紀末から1920年代，30年代，50年代，ロックの時代，パンクの時代と，それぞれの時代の子どもと若者の流行が，音楽や映像や光の演出で，効果的に展示されている．凝った仕掛けと，ひらめきのある舞台設定で，衣裳と流行とその時代について，それぞれの年齢のレベルで，体験でき，考えさせられる大変楽しい展覧会であった．

●トリノ，モーレ・アントネッリアーナ，「宇宙の表現のための芸術と科学」展

'83年6月から10月まで，イタリア北西部の都市トリノ市が企画して開催した大規模な展覧会であった．会場は，トリノ市のシンボルともいえる奇妙なスタイルの塔のある古い建物の中に，3つのフロアの特設会場を設けて開催された．タイトルの宇宙ということばの意味の中には，人類，世界，地球などの意味も含まれている．従来の既成の学問のジャンルにとらわれず，幅広い分野から，クロスオーバーの感覚で，テーマにそった展示物を選定している．各地の美術館をはじめ，博物館，図書館，資料館，研究所などと，個人所蔵のものまでを一堂に集め，また，実物資料の不足しているところでは，大胆に複製を補充しながら，縦横無尽にそれらを再編成しなおしている．展示は，全体を18の部門に区分をし，それぞれ，芸術と他の分野（地理，測量，都市計画，地学，天文学，物理学，海洋学，医学，考古学などなど）とをからみあわせていく．一見，難解そうな展示と思えるかもしれないが，それぞれのコーナーでは，ビデオテープなどの映像が常に流され，また，いろいろな模型や，参加できるコーナーも設けられて，内容の理解を助け，興味をひく工夫がなされていた．学校の夏休みに合わせて開催された展覧会であり，会場はほとんどが親子づれの観客でにぎわっていた．本来ならば，美術館にまとめて展示されているはずの，古典・近代・現代の美術作品と，いつもは博物館や資料館などに並べられているはずのものたちとが，ひとつのテーマのもとに同時に出合ったときに，今までは見えなかったものが見えてくる新鮮な感動があった．展示品の組み合わせや，会場の構成など，展示の本来のおもしろさと，知ることや学ぶことの楽しさの原点を体験させてくれる展覧会であった．

現代のイタリアの造形作家，ミケランジェロ・ピストレットは，この展覧会にふさわしい2点の作品を出品していた．1点は，会場の入口に至る屋外庭園に，大きな数枚の鏡と樹木で「トリノの迷路」と題した，本物の迷路を作り，入場しようとする人をうろうろと迷わせ，さらに，もう1点は，展示場を出てすぐのところに，「赤いひも」と題して，大きな鏡の表面に，ロープをただ1本，横一文字に描いただけの作品を置き，展示を見終えて，ホッとした観客の全身を映して，展示の世界に酔った観客を，再び我に帰していたのであった．

●パリ，ポンピドーセンター「子どものアトリエ」での展示活動

①「いっぱい・からっぽ」展

②「ピエール・アンドレによる球のメカニック」展

①は'83年の4月から6月まで．②は'83年の10月から，'84年の1月まで開かれた．いずれも，ポンピドーセンター1階の子どものアトリエの入口のあまりひろくないスペースで行われたものである．

①の「いっぱい・からっぽ」展は，場内を暗くして，いろいろなサイズのガラクタの木箱が雑然と置かれ，まるで，倉庫の中に迷いこんだような気分である．しかし，ひとつひとつの箱には，それぞれ，映像や，音や，光や，機械のしかけが仕組まれていて，子どもたちは，おそるおそる，それらの箱に近ずき，目をかがやかせながら，さわったり，見たり，聴いたり，動かしたり，試したりして遊んでいた．

②の「ピエール・アンドレによる球のメカニック」展は，会場の中央に，複雑で大きな機械装置が，どっかりとすえつけられている．この機械装置は，木の球の動きによる重力の関係で，全体が連動していくように綿密に設計され，製作されている．この装置全体は，すべて木でつくられており，また，その一部には，自然木そのままのかたちも生かされているため，子どもたちにとって，大変親しみやすく，暖たかな感触のする機械装置となっている．

〝ピエール・アンドレによる球のメカニック展〟
子どもたちは、その球の動きに夢中。

子どもたちは，この装置で，球をころがし，レバーを動かし，シーソーのようにまたがって，この装置全体を次々と動かしながら，この奇妙な機械装置と一体となって，夢中に遊びつづけていた．

このポンピドーセンターの子どものアトリエの基本方針の，「技術を教えるのではなく，ものや，ことを，いかにフレッシュに見るか，発見するか」ということをこれらの展示活動は，はっきりと示しているようだ．すでに，分類され，整理された内容を子どもたちに解説して教えるのではなく，まだ，どの分野にも属しがたいような，不思議で，神秘的で，新鮮な遊びの体験を通し，子どもたちのあらゆる感覚機能を刺激し，開発していこうとしているようであった．

おわりに

以上，児童の鑑賞のために特別な配慮がなされた展覧会を5例あげた．

企画のテーマ，内容，規模，方法は，それぞれ大きく異なるけれども，子どもを中心に考え，子どもの心にいかにせまり，働きかけるかという姿勢は，いずれも変わりがない．子どもたちは，それぞれのレベルで，これらの展覧会を見て，体験していくなかから，新しい自分を発見し，しなやかな感覚と意識を育て，さらに，次の時代の表現活動へと向っていくだろうと思われた．

国際青年年について

TOPICS

高橋吉則
総理府青少年対策本部国際青年年準備室

1. 国際青年年の背景から決定まで

国際連合が国際青年年を設けるに至った背景には，世界の青年(国連では，統計上15歳～24歳を使用)の人口が，世界的に急増しているという事実がある．世界の青年人口は，1975年には7億3,800万人であったが，2000年までには11億8,000万人となり約60%増加するものと推定されている．この四半世紀の間に，先進地域の青年人口の増加は5%程度であるのに対し，開発途上地域の同年齢人口はおおよそ80%も増加するものと推定されており，特にアフリカ，アジア，ラテン・アメリカの発展途上地域では，この期間にほぼ倍増するものと推定されている．

このような青年人口の急激な増加は，経済や社会の発展に重大な影響を与えるばかりでなく，青年自身も，雇用，教育，保健をはじめとするあらゆる面で厳しい影響を受けることになる．

国際連合では，以上のような背景を踏まえ，また，人類の将来を分かちあううえで，青年の直接参加が果たす重要性と，青年が公平と正義に基づく新国際経済秩序を形成するに当たり果たし得る貴重な貢献度を認識して，1978年の第33回総会で「国際青年年」(International Youth Year＝IYY)を設定することを決め，翌1979年の第34回総会で1985年を国際青年年に指定し，そのテーマを「参加(Participation)，開発(Development)，平和(Peace)」と決定した．

2. 国際連合の行動計画

1978年にわが国を含む24ヵ国で構成する国際青年年諮問委員会が設立され，国際青年年の「特別行動計画」案の策定にあたった．1981年の第36回総会においてこの特別行動計画が正式に採択された．特別行動計画は，一般的指針，国の活動の基本テーマ，国レベルにおける活動の指針，地域活動のための指針，国際的活動への指針，非政府青少年団体および広報啓発活動の合計7章51項目からなっている．このうち，一般的指針に関する要旨は次のとおりである．

(1)国際青年年の目的

①青年の置かれている状況，彼らの権利と希望について政策決定者および世論の認識を高める．

②青年に関する政策と事業を整備する．

③開発と平和の促進および達成に向け，青年および青年団体の社会への積極的な参加を促進する．

④青年の間に平和と相互の尊敬，理解の理念を普及させる．

(2)国際青年年の指導原則

①国際青年年の活動は各国内，地域別，国際の三レベルで展開されるが，主力は国内レベルに置く．

②国連総会の決議でうたわれている国際青年年の目的を考慮する．

③青年と青年団体の積極的参加が国際青年年の目的の達成に基本的に不可欠であることを認識し，実行する．

④国際青年年は，一時的な事業に終わらせないよう，同年の前年および同年中の行動について十分準備する．

(3)国際青年年の戦略

①1985年は，国際青年年の祭典の年とするばかりでなく，初期の行動計画の評価の年にもする．

②国際青年年を国内レベルで実施することが最も重要であることにかんがみ，各国政府が，計画目標の選択や1985年までに実施すべき全国的計画の準備に努める．

国際青年年公式シンボルマーク

国際連合は，国際青年年の普及啓発，推進活動のひとつとして，国際青年年の公式シンボルマークを公募により決定した．このマークは，米国の美術学校生リー・カプランさんがデザインしたもので，青年年の主要テーマである「参加，開発，平和」を陰影法による3人の青年の顔で表現している．

なお，このマークの使用承認事務は，(社)青少年育成国民会議（TEL 03-460-1603）で行っている．

(4)国際青年年の目標遂行のための基本的アプローチ

①各国政府は，政府および非政府団体による適当な活動を計画，調整，刺激するため，国際青年年の国内調整委員会のような機関を設立することを期待する．

②国内調整委員会のメンバーには，かなりの人数の青年および青少年団体の代表を含める．

なお，国際連合では，国際青年年に関する各国政府，非政府機関等との連絡調整，情報交換，支援等を行う「国際青年年事務局」を，ウィーンの社会開発人道問題センター内に設置している．

3. アジア太平洋地域準備会議の行動計画

1985年の国際青年年に向けて，国際連合を中心に各方面で準備が進められているが，その一環として，アジア太平洋地域での行動計画を作ることを主な目的としたアジア太平洋地域準備会議が，1983年7月26日から30日まで，バンコクのESCAP（アジア太平洋地域経済社会委員会）本部で，ESCAP加盟12ヵ国，準加盟2ヵ国，その他非政府団体等の代表100余名が参加して開催された．なお，同様の会議が，ヨーロッパ，ラテン・アメリカ，西アジア，アフリカの各地域で，相前後して開催された．

アジア太平洋地域準備会議は，各代表による自国の青年問題の報告に続いて，事務局が準備した案をもとに地域行動計画を策定した．この地域行動計画は，1981年の第36回国連総会で採択された国際青年年の目的に沿ったもので，準備期間，青年年，事後活動および活動への指針の4項目からなっており，国，民間団体および国際機関に対し，各種の活動を

示唆している．青年年における特別事業と行事のうち，国レベルとしては次のものが示されている．

①芸術祭，競技会，科学博覧会，手工芸展示会，青年祭等各種記念行事の開催．②青年の日または青年ウィークの指定と青年憲章の採択．③ボランティア活動の振興．④青年年ポスターコンテスト，論文コンテスト．⑤記念切手の発行．⑥新聞，テレビ，ラジオ特別番組．

4．わが国における取り組み状況

(1)政府レベルでの取り組み

①昭和57年5月以降，外務省の呼び掛けにより，関係省庁間でわが国の対応を協議してきたが，青年に関する施策が広範多岐にわたるところから，昭和58年9月に開催された関係省庁連絡会議で，総理府青少年対策本部が連絡事務を担当することが決められた．

②昭和59年2月24日，国際青年年にかかる事業の円滑かつ効果的な推進を図るため，官民一体(関係19省庁および民間有識者30名)による「国際青年年事業推進会議」(議長内閣総理大臣中曽根康弘)を設置することが閣議決定され，同日，総理府青少年対策本部に事務局として，「国際青年年準備室」が開設された．同推進会議は，3月5日ホテルニューオータニにおいて第1回会合を開催し，次の三委員会の設置を決めた．

●企画委員会…わが国の青年を取り巻く状況および問題に対応した目標案を設定するとともに，それを実現するための事業の推進に関する基本方針案を審議する．

●普及委員会…青年年事業への国民の関心を高め，青年や青年団体の積極的参加を促進することを目標とした普及啓発活動について審議するとともに，国際青年年公式シンボルマークの使用等の事務取扱要領案を審議する．

●事業委員会…国，地方公共団体，民間関係機関および青年自体が行う行事および事業の在り方について審議する．

各委員会は，議長が指名した推進会議の委員および議長が委嘱した専門委員により構成されており，各委員会においてそれぞれ所管の事項について審議された．

第2回推進会議は，6月18日総理府講堂において開催され，企画および普及委員会から上程された案件について審議を行い，下記の推進方針等が決定され，事業委員会からは，審議経過の中間概要が報告された．

●国際青年年事業の推進方針

●国際青年年事業の普及啓発活動について

●国際青年年公式シンボルマーク使用承認および使用料に関する事務取扱要領

●国際青年年事業に関する募金活動の調整について

●国際青年年事業に関する募金活動の基準

上記の推進方針等については，地方公共団体および民間関係機関に配布され，国際青年年の趣旨等の周知徹底が図られる予定である．

(2)民間レベルでの取り組み

昭和57年4月30日，オリンピック記念青少年総合センターにおいて，青少年関係52団体が参加して「国際青年の年推進協議会」が設立され，総理府と連絡をとりつつ民間における対応につき協議している．

なお，同推進協議会の事務局は，(社)青少年育成国民会議に置かれている．

Clive Robbins 博士夫妻による障害児のための音楽療法

TOPICS

荻須隆雄
玉川大学専任講師

音楽療法家としてアメリカ，イギリス，オーストラリア，ドイツなどで活躍されているClive Robbins博士とCarol夫人が，今年の5月初旬に来日された．この機会に，玉川大学ではRobbins博士ご夫妻を招き，文学部芸術学科児童専修課程と音楽専攻の学生等を対象として，「障害児のための音楽療法」について2日間にわたり講演会を開催した．講演内容にふれながら，Robbins博士夫妻の音楽療法について紹介する．

子ども好きの療法家らしいソフトな人柄を感じさせるRobbins氏は，先ず音楽と子どもとの関係について，次のような身近な例を引用しながら講演を始めた．

「私が今履いているスリッパは，きっと皆さんにはちょうどよいサイズでしょう．でも，私のように足の大きな者にとっては，このスリッパは小さすぎ，歩くのに不便ですから，私の足にはもう少し大きなサイズのスリッパが便利です．…(スリッパを脱ぎながら)…音楽と子どもの関係も，ちょうどスリッパのサイズと足の大きさの関係と同じです．つまり，個々の子どもの状態に合った音楽を用意してやることが，子どもの発達に大切なことだと考えます．

心理療法や臨床心理学などの講義を聴いたことのない学生たちにも，理解しやすいイントロダクションであったことが印象的である．

ところで，Robbins夫妻の音楽療法は，アメリカの作曲家，Paul Nordoff博士の協力によって完成されたものであるという．講演は，時間的制約や参加者の多くが心理療法や障害児などに関する専門的知識を十分持っていない学生たちであるなどの理由から，Robbins夫妻がかかわってきたさまざまな事例の紹介に多くの時間があてられ，音楽療法の理論について十分に聴くことができなかった．

そこで，Robbins博士とNordoff博士の共著を参考に，音楽療法のアウトラインをここで紹介しておきたい(本文末文献参照)．

『音楽は，普遍的な伝達手段であり，本来が情動体験である．また，人間の生活や発展にとって，感情の方式は思考の方式よりも大切であり，感情は子どもたちにとっていちばん重要なことである．たとえば，子どもの学習過程やさまざまな活動は，情動生活に直接的なかかわりをもっているのであり，子どもの情動生活は，音楽によって直接に動かされる．

子どもが歌ったり，ドラム，シンバル，タンバリ

ンなどのさまざまな楽器（Robbins 氏は，講演の中で，世界各地のあらゆる楽器が音楽療法に利用できると説明している）を用いて，その子どもなりに自由に表現することに対し，その子どもの状況にあった即興演奏を加えてやることにより，子どもは豊かな感情体験をもつことができる．つまり，生き生きとした感情生活が，知覚や知的理解や行為と一体化し，すべてが子どもの本来の個性によって統合され，心おきのない表現性をもつことになる．このようなポテンシャルな体験の世界を障害のある子どもに供与することは，子どもに備わるさまざまな要素の活動と統合を独特で意味深いやり方によって実現させる機会を提供することなのである．(文献 P.42～P.53)』

紙面の都合で十分な紹介ができないが，関心のある読者は，前述の２人による著書により確認いただければ幸いである．なお，林庸二氏が音楽療法の本質と実状について，本誌第11号で紹介されているので，併せて参考にされたい．

さて，講演の内容について，話を進めたい．Robbins 氏は，音楽療法は子どもに出会うための有効な方法であると述べ，その特徴として４つのレベルがあると説明している．

(1)子どもの発達状況に合った音楽をみつけ出すことにより，子どもの新しい発達を促すことができる．

(2)すでに発達している面，あるいは発達しはじめた面を，さらに発達させることができる．また，そのほかの異なる立場，種類の心理療法や教育と関連性をもっている(例…自閉症児の言語発達の指導に，音楽療法が援助的な作用をすることが可能である)．

(3)子どもが音楽を楽しんだり，音楽に反応することを通じて，子どもの生活を豊かにさせ，また活動を援助することに役立てることができる．

講演中のRobbins 博士

(4)即効性を期待できない場合もあるが，長期的な療法を行うことにより，効果が得られる．

なお，音楽療法は，精神薄弱児，情緒障害児，自閉症児，視覚障害児，聴覚障害児などの治療に特に効果的であるという．

講演では，Robbins 博士夫妻が，世界各国で携った音楽療法の実施場面や過程を記録したスライドやVTR の中から，特徴的なケースが紹介された．また，それぞれのケースで演奏されたピアノによる即興曲は，日本語歌詞による歌とともに Carol 夫人によって紹介され，音楽療法の場面的雰囲気が再現された．さらに，講演の内容に合わせて，時折聴衆の学生をステージに呼び寄せ，即興演奏のしかたや楽器の与え方などについて，具体的な解説・指導も行われた．

以下，紹介された多くのケースの中から，１例を

あげ，音楽療法の内容について，簡単に紹介したい．

●重複障害児（精神薄弱と肢体不自由の重複障害と思われる）

(1) Carol 夫人がピアノを演奏しながら，ゆったりと文末に紹介した曲をソフトな美声で2, 3度歌う．

子どもは，このような抒情的な感じのする曲を聴くことによりリラックスすることができる．また，子どもの指導者もいっしょに音楽を楽しむ機会にもなる．

(2)子どもにタンバリンを与え，好きなように叩かせてみる．子どもの叩くテンポ（上肢が不自由なためにリズミカルではない）に合わせて，Carol 夫人は下記の曲をピアノで伴奏しながら歌う．

※子どもの心理的，身体的状態に合った音楽（曲・楽器）を選択することが必要であり，また子どもが楽器を演奏したり歌う時の，伴奏者（セラピスト）による音楽の即興性が極めて重要な条件となる．このような関係がつくられることによって，子どもは楽器や歌による表現を通して，自由に，また子ども自身のもてる力を十分に発揮することが可能となり，身体的機能の発達や言語的コミュニケーション能力の発達が期待できる．

楽器を使って具体的に指導法を解説する Robbins 博士

講演を拝聴して，音楽療法の理論や専門的技術を知ることができたが，それ以上に，今日のわが国における音楽教育のあり方，さらには広く教育のあり方に反省を促す材料を与えてくれるものであったと思う．

終わりに，年に1，2度カラオケで音程のずれた歌しか歌えない筆者にとっては，音楽的内容を正確に読者にお伝えできない点が多々あることをご容赦いただきたい．なお，本文末の曲の採符は，玉川大学文学部専攻科佐藤恭子さんの協力を得た．

＊文献＝P. NORDOFF, C. ROBBINS（桜林仁・山田和子訳）
心身障害児の音楽療法　日本文化科学社

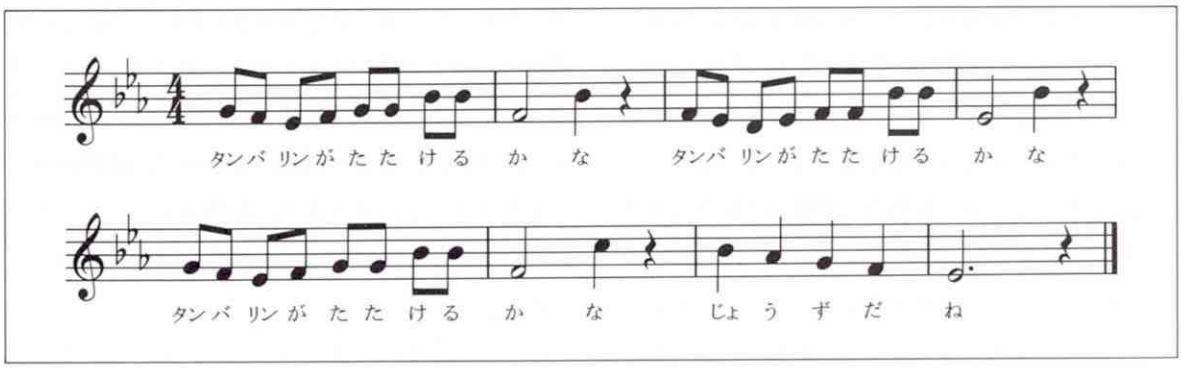

施設の横顔

日　本

北海道家庭学校のこと

谷（たに）　昌（まさ）　恒（つね）
北海道家庭学校校長

子どもが荒れ，学校教育の現場は混迷を深めています．多発する少年の非行は戦後第３のピークを示していると言われています．ピークとはある趨勢が頂上にのぼりつめて，ようやく下降の兆しを見せた時点を言うのです．しかし，少年非行の件数について言えば，昭和50年代に入ってから増加の一途をたどり，いささかも衰える気配がないのです．事態はさらに深刻の度を加えて，おそらくは近い将来に，もっともっと破局的な様相を呈するに違いないのです．この国の行く末を案じて，私たちは心配でならないのです．

教護院は少年非行の問題と真正面に取り組んでいる施設です．しかし，全国で57施設ある教護院の収容児は3,000余，少年院の在院生を加えても8,000弱です．刑法犯の青少年は成人を含めたその総数の52％に達して，255,000を数えています．施設収容はまことにその九牛の一毛にすぎないのです．私ども施設は，問題の解決にどれほどの寄与をしているのか，はなはだ心許ないのです．施設の無力さ加減については，私どもは深い悔いと恥と共に痛感しているのです．その上でなお，私どもの施設を紹介しようとするのは，施設の生活原理が，非行を輩出している現代社会の在り方に，ある種の問いかけをしているものと私たちは確信しているからです．

北海道家庭学校は本邦社会事業の先覚者留岡幸助先生の手によって，大正３年，この地に創設され，広さ1,000町歩の国有地の払い下げを受けました．往時は感化院と呼ばれており，教育の根本は感化することだと考えられておりました．教育は人です．良い教師がいて，活発な教育活動が展開されるのです．しかし，教育にはさらに自然が必要だと，留岡先生は考えておられました．人が自然から受ける感化影響ははかり知れないものがあると考えておられました．広大な敷地と豊かな自然に恵まれた本校には，生命が満ち溢れているのです．子どもたちはその生命にふれ，多くのものを学ぶのです．自然に親しむことによって人間は変わるのです．

若者の非行は激しい行動を伴うのが普通です．暴行，暴走はもとよりのことです．夜を徹して，ディスコで踊り狂うこともそうです．若者たちはうちにエネルギーが満ち溢れているのです．それを制御しかねているのです．そのエネルギーを健全に，そして正常な形で発揮させる場が，現代の社会にはほとんど見当らないのです．

創立者は，この広大な自然の中で，少年たちの力を精一杯発揮させたいと考えました．手足は労するためにあるのです．頭につめこむばかりが知恵では

ありません．手足につける知恵があるのです．手足につけた知恵は決して忘れることがないのです．昔とった杵柄というのはその意味です．若い時，もちをついたことのある老人は，頼むよと言われれば，曲った腰もしゃんと伸びて，杵をふるってもちをつくのです．本校の広い土俵の上で，職員と少年たちが一体となって繰り広げる生産活動は，そ菜　果樹，園芸，木工，土木，板金，酪農，山林，醸造など多くの分野に亘っています．

自ら汗して働くことによって，少年たちは仕事の大切さと，その喜びときびしさをつぶさに学びます．私たちはそれを流汗悟道と呼ぶのです．現在でも，体育やスポーツの指導者は流汗悟道だと思っています．机の上でいくら体育理論などばかり学んでいても仕方がない．徹底的に汗を流して練習を重ねること，それが上達への道だと信じています．私たちは体育やスポーツを越えて，広く人生万事に通ずる真理だと思っているのです．１人でしとどに流す汗が尊いのです．親と子，教師と生徒，子どもと子ども，みんなが一緒になって流す汗がまた尊いのです．人間の共感が湧くのです．一体感とも言うべきものでありましょう．

牛舎で搾乳をする子どもたち

教室で使う机・椅子・ロッカーは少年たちの手になるものです．グランドにある体育用具庫も少年の作です．凍上を防ぐための深い基礎工事は土木部，古材を使って木工部が小屋組をはじめ木部の工事は一切引き受けました．工作部がトタン屋根を葦き，外壁もカラートタンで仕上げました．コンクリート・ミキサーをまわし，型枠に流し込み，一つひとつU字管を作っていきます．１つ80kgもします．校内の道路の側溝を作るのです．トランシットで真直ぐに方向をにらみ，U字管を埋めていきます．

野菜を作り，花を育て，梨を収穫します．40頭の牛を飼い，搾乳をします．植樹をし，山林を撫育します．味噌の醸造もします．生産活動に全力を投入するのです．消費の生活に終始してはいないのです．

３年味噌とは，この地で２冬を経過して，ようやく完熟した美味しい味噌のことであることを少年たちはよくよく知っています．本校の少年たちの在校期間の平均は１年10ヵ月です．少年たちは後にこの学校に来るもののために労して味噌を作り，先輩たちが仕込んで，残していった味噌に舌鼓を打つのです．それを歴史というのです．

歴史はさらにもっともっと長い尺度で伝承されています．山林部に属する少年たちは，30年も40年も昔の卒業生たちが植樹して，今はもう亭々たる巨木となっているトド松やカラ松の根方に，深い感慨を

こめてノコギリを当てるのです．やがて，地響を立てて倒れる松材は，その遠い先輩からの貴重な遺産の授受であることを，生き生きと膚で感じとることができます．5月，私たちは全校で取り組む植樹の日を定めています．遠い将来に豊かな林となるのです．

広い構内がちり一つないのです．自然の地です．夏は草が生い茂ります．少年たちは鎌を磨き，セッセときれいに刈り込みます．とぎすました鎌が寮の入口に揃っています．少年たちの寝室には鉈や鋸が壁に掛っています．木彫のノミもあります．本校は至る所に刃物があります．少年たちは刃物を道具として日夜使用しているのです．刃物が凶器であるという発想はすでに完全に消えています．多くの少年がいて，刃物による間違いは絶対にないのです．かつて子どもに刃物を持たせるなという運動がありました．人間は道具を使う動物なのです．人間から刃物をとり上げては，人間たるゆえんを失わせるに等しいのです．積極的な指導をして，はじめて非行を乗り越えることができるのです．

家庭の愛の溢れるところ，学校の知恵に輝くところ，校祖はそのような願いをこめて，本校を家庭学校と名付けました．夫婦の職員が12,3名の少年と起居寝食を共にする寮舎の運用は，家庭学校の願いを最も具体的な形であらわしたものと言えます．衣食住の世話は教母（寮長夫人）の手にすべてかかってきます．その労が軽いはずはないのです．私たちは労をいとうことをしないのです．子どもを育てる仕事は当然に労の多いことを覚悟しているのです．労

木立ちに囲まれた礼拝堂

して直ちに効のあがるものとも思わないのです．教育の成果は必ずしも努力の連続した延長上には求められないのです．親子のきずなも，教師と生徒とのかかわりもプッツリと切れたかに思える時もあるのです．ただ，深く子どもたちの心の中にまかれた種子は，10年，20年の後に大きく花咲くことがあるのです．教師はその歳月に耐えていたいと思うのです．

大正8年，留岡先生は深い森の中に大きな礼拝堂を建立されました．日曜日には礼拝があり，若い職員や卒業生の結婚式が行われました．永年勤続の職員の葬儀が行われたこともあります．共に集う少年たちは，その慶弔の哀歓の思いの中に，あらためて深く，自己の生涯の歩みを考えるのです．礼拝堂の木製の長椅子は65年間，使用し続けたものです．訪れた卒業生が独り静かにその椅子に座り，森閑とした堂内の冷気の中で黙想していたことがありました．重い荷を負う少年たちの，ここは心の故郷なのです．

デンマーク

ボーゲンセ生活学園

(BOGENSE TRÆNINGSSKOLE)

花村春樹
和泉短期大学学長

大きな夢と実行力，そして，人間への限りないやさしさをもった一人の日本人の手によって，1983年社会保障国家デンマークに，社会不適応児の社会復帰のための福祉施設ボーゲンセ生活学園BOGENSE TRÆNINGSSKOLE（法的正式名称SOCIAL PÆDAGOGISK KOLLEKTIV FAMILIE PLEJE)が生まれました．そのスタートに私もかかわることができたので，概略を報告し，日本の皆さんに紹介したいと思います．

デンマーク第２の都市オーデンセ市から北西30kmのところに，人口3,000人の古い港町ボーゲンセがあります．

千葉忠夫さんは，日本という国と，そして人間への深い愛情にかられ，真に社会に役立つ仕事を求め，まず東北学院に学んだ後，デンマークに渡り，言葉の壁を乗りこえてオーデンセ大学で社会福祉の勉強を修めました．それからの15年間，デンマークで国民高等学校の教員や，国立また民間の各種の社会福祉施設で働いてこられた方です．

その千葉さんが，資産を売り払い，1983年１月にボーゲンセ市郊外の土地3,448㎡建坪2,400㎡の旧小学校校舎を，邦貨にして約1,800万円で買い入れボーゲンセ生活学園をスタートさせたのです．これには，やはりデンマーク在住の佐々木さん，片岡さん等の家族をあげての力強い協力もありました．千葉さんはじめ皆さんは，デンマーク女性と結婚し，お子さんたちと幸福に過ごしておられます．

ところでデンマークでは，知恵遅れ，学業不振，非行，情緒不安，要養護等の生活困難をもつ児童を社会不適応児と総称し，彼らへの治療的養護的処遇をSOCIAL PÆDAGOGIE（社会訓練あるいは社会化）という語で表現しています．それら処遇の多くは，小集団で，あるいは里親かそれに準じた形でなされています．ノーマリゼーションの思想が生まれた国の面目躍如といえましょう．

さて，ボーゲンセ生活学園は，日本流にいえば，家庭養護寮の形態といったところでしょうか．デンマーク国立教護施設で指導員を数年経験した千葉さんの計画は，主として非行問題をもつ15～18歳の「社

ボーゲンセ生活学園外観

会不適応児」男女を入所させ，職員（この生活学園では“おとな”と呼ぶ）やその家族と共にする家庭的な生活共同体での生活を通して，彼らの社会化・社会復帰の教育訓練をすることです．

デンマークでは，15～18歳の社会不適応児については，その児童の所属する市のケースワーカーと里親(施設長)の契約によって措置(入所)が決まります．そして，各児童の不適応性に応じて措置費(養育費)の額が，ケースワーカーとの契約内容の一部として決まり，支給されます．ちなみに，1983年現在，ボーゲンセ生活学園の児童については，月額15,000クローナ（邦貨約45万円）で契約されています．里親としての契約期間は，1年ですが，更新も可能ですし，3ヵ月の予告期間をおいて，ケースワーカー側あるいは里親側からも契約解除できます．

このような（職業的）里親形態は，児童4人までが認められており，5人以上になると社会福祉施設と認定され，児童の所属する市のケースワーカーと里親間の契約という段階を離れて，県の社会福祉局の管轄下におかれ，県からの監査指導があると同時に県からの措置費が支給されるようになります．

ボーゲンセ生活学園での生活共同体の特色は，次の5点に要約されます．

①ノーマルな家庭生活を体得させる．

②1日2時間，柔道，空手その他のスポーツの練習を義務づけ，心身両面の鍛練をする．

③社会人として日常生活に必要な読み書き算数など基礎的な科目を，児童の希望と能力に応じて1日3時間教える．

④調理，園芸，農業，畜産などの作業に1日3時間義務として従事する．

ここの特色の1つである柔道

⑤生活は，デンマーク伝統の独特な教育システムである国民高等学校 FOLKE HøJSKOLE の生活様式にならい，かつ「責任ある自由」という教育理念をバックボーンとする．

実は，この生活学園のスタートは，千葉さんの遠大な夢の一部の実現にすぎません．生活学園は治療処遇の臨床部門として2年間で軌道にのせ，他方，長期コースと短期コースを含む教育部門を1985年に発足させるのが計画です．教育部門については，すでにその実現へ向けて第一歩が踏み出されています．名づけてDANSK-JAPANSK KULTURHøJSKOLE（英名 Danish-Japanese Culture College，邦名デンマーク・日本文化学院）といい，今年4月10日には発起人総会が開かれ，設置認可申請も提出しました．市当局は大きな関心をもって実現への協力を約束しています．短期コースは，夏期に日本の若者や開発途上国の青年の教育が，長期コースは主にデンマークの青年の福祉を中心とした教育が実施される予定です．このためのさらに大きな建物の買収計画も着々とすすめられており，日本からの強力な援助が期待されています．

手をつなぐ
国際活動

ユネスコの活動

鳥　飼　繁
文部省学術国際局国際企画課課長補佐

1. ユネスコの設立と目的

ユネスコは，英語のUnited Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（国際連合教育科学文化機関）の頭文字U. N. E. S. C. O.をとったものであるが，他のどの言語でも共通に"ユネスコ"として呼称されている．

ユネスコは，国際連盟の支援の下に活動した国際知的協力機関を前身として，1946年11月に設立された．その構想は，第2次世界大戦中にロンドンで数回にわたり開催された連合国文部大臣会議での議論を経て固められ，1945年11月英仏両国の招請による会議で「ユネスコ憲章」が採択され，翌年に憲章が発効し設立に至ったものである．本部はフランスのパリに置かれている．

ユネスコ憲章前文は，「戦争は人の心の中で生まれるものであるから，人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」という有名な冒頭の一句に始まり，「相互の風習と生活を知らないことは，人類の歴史を通じて世界の諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった」と過去の戦争，特に第2次世界大戦に対する深刻な反省に立って，「政府の政治的及び経済的取決めのみに基づく平和は」必ずしも永続的な平和ではなく「平和が失われないためには，人類の知的及び精神的連帯の上に築かれなければならない」という高まいな理念を掲げている．

ユネスコの目的は，上記の基本理念に則り，その名が示すように，「教育，科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって，平和及び安全に貢献すること」（憲章第1条）である．

2. ユネスコの事業活動の推移

創設当時27ヵ国に過ぎなかったユネスコの加盟国は，その後，主としてアジア，アフリカ等の新興諸国の独立に伴い，年を追って増加し，1984年6月現在161ヵ国を数えるに至っている．このように政治体制，経済，社会発展段階，あるいは文化的背景等を異にする多数の主権国家の加盟により，さらには国際環境の変化に伴い，ユネスコの事業活動も多様化し，また重点の移行も見られてきた．

創設当初は，いわば試行錯誤の時代であったが，この時期には，第2次世界大戦で荒廃した教育の復興に係る事業のほか，国際理解教育や各国の代表的文学作品の翻訳普及事業等がいち早く取り上げられた．

1950年代に入ると，数年の模索時代を経て，教育

自然科学，社会科学，文化，コミュニケーションという事業の大枠が固められることになった．50年代の初期には，日本の提案により，海洋学関係事業が取り上げられることになったり，国際理解教育のための協同学校計画も開始された．

1960年の第11回ユネスコ総会では，20ヵ国に近いアフリカ新興独立諸国が大挙して加盟した．一方，国連ではこの年，発展途上諸国の開発の促進を目指して，1960年代を第1次「国連開発の10年」とすることを宣言した．これを契機として，ユネスコにおいても60年代以降，途上諸国の開発援助のための諸事業が特に重視されるようになった．まず，途上諸国の経済・社会発展の基礎を成す教育事業を最優先することが決められ，次いで，科学技術の発展とその適用に係る事業に，教育部門と同様の重点を置くことが決められた．

具体的事業例としては，文盲根絶世界文部大臣会議（1965年）が開かれたり，東京でのアジア地域文部大臣会議（1962年）を皮切りに，各地域で文部大臣会議が開催され，地域ごとに教育発展計画が作られたりした．

自然科学の分野では，61年に発足した政府間海洋学委員会（IOC）の事業をはじめ国際水文学計画(IHP)，人間と生物圏計画（MAB）等の大規模な国際共同調査事業が実施に移されることになった．

文化の分野では，1960年に開始されたエジプトのスピア遺跡保存事業を皮切りに，世界各地の文化遺産保存国際キャンペーンが次々に展開されることとなった．

こうした中で，1974年の第6回国連特別総会では，南北間の格差の是正を目指した「新国際経済秩序の樹立に関する宣言」が採択されたが，これ以降，ユネスコにおいてもその権能分野の諸活動を通じ，この「新国際経済秩序」の樹立に貢献するよう要請されてきている．なお，途上諸国の発展に関しては，単なる先進工業諸国のモデルの模倣ではなくて，各国の諸条件に適合した独自の発展を促すことが重要であると指摘されており，特に文化面については，各国の文化的独自性（cultural identity）を助長する

ユネスコの加盟国は今や155ヵ国

とともに，諸国民がこれを相互に尊重すべきことが主張されている．

水文学，海洋学，あるいは環境問題等に関する国際共同調査事業は，ユネスコ設立当初からの主要機能の一つである国際知的協力の好例であり，これらの事業には先進諸国も全面的支持を与えている．世界各地の貴重な文化遺産を人類の子孫に残してゆくため，国際キャンペーンの下に保護・保存を図ってゆく事業もユネスコでこそ成し得るものであるとして高い評価を与えられてきている．さらにはまた，国際理解教育の推進，各地域の教育発展共同事業の実施，国際教育会議をはじめとする各種の会議を通じての各国の知識・経験・情報の交換，ユネスコ統計年鑑をはじめとする各種出版物の刊行等々の諸事業もユネスコにおいてこそ最も効果的に遂行できるものであると言える．

各国の相互依存関係が一段と強まり，諸国民の間の相互の理解と協力がかつてない程求められている今日，ユネスコの諸事業を通じて諸国民の間の知的，精神的連帯を強め，人類の福祉に貢献することは，ますます重要になってきていると言えよう．

3．ユネスコへの日本の参加・協力

わが国は，昭和26年７月に第60番目の国としてユネスコに加盟した．これは，国連への加盟に先立つものであり，わが国が戦後国際社会に参加してゆく最初の意義深い出来事の一つであった．

翌27年７月，「ユネスコ活動に関する法律」に基づいて，日本ユネスコ国内委員会が設置された．同国内委員会は，わが国におけるユネスコ活動に関する助言，企画，連絡および調査のための機関として文部省に置かれ，各界を代表する60名の委員で構成されている．設立以来，同国内委員会は，わが国の行うユネスコ活動の推進に中心的役割を果たしてきており，同委員会が採択した「わが国におけるユネスコ活動の基本方針」および関係大臣にあてた各種の建議等に基づき，内外においてユネスコ関係の諸活動が積極的に展開されてきている．

わが国は，ユネスコ活動の基本方針として，従来より，ユネスコの教育，科学，文化面での諸事業に積極的に参加，協力することによって，諸国民との相互理解と相互協力の増進に努めるとともに，アジア地域の一員として，特にアジア諸国との協力に重点を置き，当該地域内の各種共同事業の推進のため，財政的支援も含め，これに積極的に取り組んできている．

なお，わが国のユネスコ分担金の率は，加盟当時1.8％であったものが，その後の経済成長とともに年を追って増加し，現行予算年度(1984—85の２ヵ年)では10.19％となり，米ソに次ぐ大口拠出国となっている．ちなみに，第１位は米国の25％で，上位10ヵ国（米，ソ，日，西独，仏，英，伊，加，スペイン，蘭）で全体の75％を占め，最低分担率0.01％の国は78ヵ国である．また，わが国は，この義務的拠出である分担金（外務省予算計上）のほか，主としてアジア地域の事業を対象に，任意の拠出金や信託基金をユネスコに供与しており，その合計は，昭和59年度予算では約89万ドル（文部，外務両省で計上）に達している．

ユネスコの職員は，現在約1,400名であるが，うち

日本人職員は34名である．

以下，ユネスコの各分野ごとにわが国と特に関係の深い諸事業について簡単に紹介することとする．

（1）教育

（ア）国際理解教育

諸国民の間に相互理解と協力の精神・態度を養うために，ユネスコは当初から「国際理解教育」を推進しているが，わが国では，日本ユネスコ国内委員会を中心に，研究協議会の開催，手引書等の指導書刊行，地方指導者の講習会等を実施しており，特にユネスコの協同学校計画には，わが国は昭和27年から参加しており，現在小学校4校，中学校11校，高等学校8校が協同学校として参加している．

（イ）アジア地域教育開発計画（APEID）

アジア太平洋地域のユネスコ加盟国間の教育協力を強化し，各国の教育分野の内生的発展を促進するため，1974年にアジア地域教育開発計画が発足し，現在21ヵ国が参加している．わが国は，特に教育工学，職業・技術教育，カリキュラム開発および特殊教育の諸分野において，セミナー，ワークショップの開催巡回講師団の派遣，研究開発等の協力を行うとともに，APEID事業の財源として毎年約31万ドルを拠出して，これに積極的な支援を行っている．

（2）自然科学

（ア）基礎科学ネットワーク事業

東南アジアを中心とする10ヵ国の大学，研究機関を結ぶネットワークを通して，天然産出物の化学および微生物学の2分野において研究者の養成を行うもので，わが国はワークショップ，セミナー等に専門家を派遣するほか，毎年10万ドルの信託基金をユネスコに拠出し，これを支援している．

（イ）西太平洋海域共同調査（WESTPAC）

わが国の主唱により，政府間海洋学委員会（IOC）の事業の一つとして，1979年から実施されている．わが国は，この調査の計画や取り進め方を決める政府間プログラム・グループの副議長国を務めるとともに，国内においても幾つものワークショップを開催してきている．また，3万ドルの信託基金をユネスコに拠出し，途上国の研究者を対象に国内でも研修事業を実施する等，主導的な役割を果たしている．

（ウ）人間と生物圏（MAB）計画

人間と環境とのかかわりを学際的に研究するこの事業には，文部省の科学研究費補助金による環境科学特別研究や海外学術調査などを通じて，わが国の多くの研究者が参加している．

（エ）国際大学院研修コース

開発途上国の若手研究者の養成に資するため，化学・化学工学（東工大）および微生物学（阪大ほか）の研修を行うもので，両コースとも期間は1年間．これまでにアジア諸国を中心に，400名以上が研修を受けた．

（オ）地熱エネルギー研修コース

本研修コースは，途上国の地熱エネルギー研究，開発担当者の養成に資するため，九州大学において毎年実施されている．

（3）文化

（ア）文化遺産の保存・修復事業

文化遺産の保存と修復の技術，専門家の養成，共同調査・研究等の分野で協力を行っており，また，2国間ベースやユネスコを通じての資金援助等も行

っている．これまでに，ヌビア(エジプト)，ボロブドゥール(インドネシア)，モヘンジョダロ(パキスタン)，スコータイ(タイ)等の文化遺産の保存・修復事業に協力・援助を行ってきている．

(イ)日本文学代表作品翻訳事業

日本の代表的文学作品を広く世界の人々に理解してもらうために，ユネスコと共同で英語，仏語等への翻訳普及事業を実施している．

(ウ)(財)ユネスコ・アジア文化センターの事業

主としてアジアでの地域活動を行う機関として，(財)ユネスコ・アジア文化センターが昭和46年に設立され，アジア文化の振興のため独自の貢献を行っている．同センターの事業の重点は文化と図書開発の分野における共同事業に置かれており，「アジアの昔話」などの各国の共通読物，アジアの音楽のレコード等の共同製作のほか，「アジアの文化遺跡のキット」等の製作を行っており，文部省は同センターに対し補助金を支給している．

ユネスコ・アジア文化センター出版の紙芝居

(4)民間の活動

国民一人ひとりにユネスコの理念を普及し，かつ，ユネスコ活動への参加と協力を広めてゆく上で，民間の自発的な活動が大きな役割を果たしてきている．

この民間による自発的なユネスコ活動は，日本政府がユネスコに加盟する以前から活発に展開されており，現在，全国に250のユネスコ協会が設けられている．これらの協会では，地域住民を対象に，国際理解のための学習会，文化人による講演会，ユネスコ子ども学校など幅広い活動が実施されている．なお，地方のユネスコ協会の全国組織として，(社)日本ユネスコ協会連盟が設けられており，ユネスコ運動全国大会の開催，ユネスコ新聞等各種広報資料の刊行，ユネスコ・コーアクション（国際募金活動）事業等の諸活動を実施している．

以上のように，ユネスコの活動領域は，教育，科学，文化，さらにはここでは触れることができなかったがコミュニケーションと極めて幅広く，プログラムも年を追って拡大し細分化する傾向にある．また，組織的には，161ヵ国の主権国家を加盟国とする国際機関であるため，当然各国または利害関係を共有する諸国グループの利害が強く反映され，しばしば政治的対立がユネスコに持ち込まれることとなる．

昨年末，米国がユネスコから1984年末をもって脱退する旨の通告を行ったが，ユネスコの創設国の一つである米国がユネスコから脱退することは，ユネスコの普遍性の見地からみて誠に残念である．ユネスコは，教育，科学，文化およびコミュニケーションの分野における唯一の世界的な国際機関として，大きな役割を果たしてきたが，この際，加盟各国に不満や失望を抱かせることなく，本来の使命に沿って一層有意義な活動を遂行できるよう必要な改善が行われることを期待するものである．

あれ・それ・これ

クウェイトの子どもたち

京野妥枝

照りつける太陽，それを反射する白い建物，どこまでも続くハイウェイ沿いのトルコブルーのアラビア湾……クウェイトを思い出す時に真っ先に浮かぶのが，このイメージであり，それらはとてもなつかしく，もう一度あの国へ行ってみたいという思いにかられます．

生後4ヵ月の娘を抱いて，夫の赴任地へ降り立った私は，初めての育児を異国でする不安で一杯でしたが，実際は思っていたより，ずっと快適な生活でした．

クウェイトは，より良き文化の発展のために人間の育成をとても重んじ，出産を奨励し教育を大切にしている国です．教育機関は，保育園から大学まで良く設備され，基礎教育は，アラビックスクールの場合，Kindergarden 2年，Elementary 4年，Junior high school 4年，High school 4年となっていて，すべて国立で，政府予算でまかなわれています．最近でこそ，予算上そして生徒数の増加から，制服，給食は，一部有償になっていますが，それまでは無償でしたし，通学は，現在もほとんどスクールバスによって行われています．この他，日本をはじめ，アメリカ，イギリス等各国の学校が設立されています．暑い砂漠という厳しい自然条件の中でも，子どもたちがのびのび育っているのは，福祉国家の中での安心に支えられているからと言えそうです．イスラムの伝統を守り，そのより一層の発展を目指し努力する彼らに，さらに期待したいと思うのです．

タイ難民キャンプの子どもたち

広戸直江
幼い難民を考える会理事

戦火を逃れ，ジャングルをくぐり抜け，命からがら難民キャンプにたどりついた子どもの目は恐怖と疲れで落ち込んでいた．それは5年前のことである．キャンプ生活に馴れ落ち着きを取り戻した子どもの目にはやがて希望の輝きすら見えてきた．テント生活からニッパハウス(木の葉でつくられた家)へと移り，水と食糧の配給生活から自給へと変っていった中で子どもたちの生活も変っていった．

軍隊に守られ，鉄条網を張りめぐらされたキャンプには自由こそなかったが安全があり，薬，水，そして食糧があった．おそろしい戦火や虐殺はなく，代りに見知らぬ人々のやさしさといたわりがあった．学校が建てられ，そこに小学校から通えるようになった．お母さんたちのためには織物や裁縫教室が開かれたが，幼児のためには教育の場がなかった．それを見たある保母さんのグループは，この“幼い難民”を中心とした保育活動を始めることを決心し，「幼い難民を考える会」が発足して，キャンプ内に保育センター「希望の家」が建てられた．

幼児たちは母親に手をひかれ，センターに勇んでやって来る．彼らは明るい次の世代をつくり出す大切な礎なのだ．「希望の家」は安心して楽しく遊べ，学べる憩の場なのだ．始めのうちは，子どもたちに絵を描かせると生々しい戦争の体験，逃げて来る途中の恐しい光景—みんなやせ細り，着ているものはぼろぼろ，木にしばられた人，兵士に追い立てられる人，上半身裸であばら骨が見える—細かい所まで子どもなりのつたない描写の中から，くぐりぬけて来た恐しい過去の印象が鮮明に伝えられる絵を書いていた．しかし，今では美しい花，野菜畑，かわいい人形の絵を書くようになってきた．一時的にでも平和は彼らの生活の中に戻ってきた．しかし，この平和はいつまで続くのだろうか．もう祖国へは帰れない．どこへ行けるのかもわからない．常に不安とかすかな希望が交差する毎日の中で，子どもたちが頼りにしているのは，自分たちの未来のことを考え，心配し，生きる力をはぐくんでくれる友なのだ．甘いものを与え，遊ばせてくれる保母，あるいは知らない友だちではなく，真の自立心を育てる暖かい，力強い支えなのだ．

5年前にタイの難民キャンプを訪れ，それ以後ずっと幼い難民のことを心にかけ，かかわり続けてきた．この頃，つくづく思うことがある．いつか日本の子どもたちもこんな悲しい，みじめな運命に見舞われるかもしれない．本当に人ごとではないのだ．だから，今，日本に何百人の難民の子どもたちが，また新たな苦しみに直面していることを日本の子どもたちに知ってほしい．そして，もしかして21世紀に同じ境遇に出会った時に自分たちもそうしてほしいように，この難民の子どもたちを，暖かい心で迎え入れ，友だちになることを願ってやみません．

編集後記

第17号は,「学童期の福祉需要とソーシャルサービス」を特集テーマとして，学童期の今日的課題とされている体力，情緒障害，鍵っ子，塾等の問題に焦点をあててみました．

宮下先生他の体力についての国際比較では，日米欧の学童に通じて身体活動の不足が主因となる成人病の芽ばえや有酸素性作業能力の低下がみられることに警鐘が鳴らされています．杉山先生は，情緒障害児の福祉臨床治療の体系，方法について，今後に向けての示唆にとむ提案をされており，また，側垣先生のものは，養護施設と学校の協働関係づくりを図るための自らの実践例をとおしてのレポートです．

伊志嶺先生のロスアンゼルスからの報告では，離婚による母子家庭の増加に伴う深刻な鍵っ子の状態と多様なケア・プログラムが紹介され参考になります．それと対照的に田村先生の川崎市の調査報告では，わが国特有の大都市の鍵っ子問題の所在が浮彫りにされ関心をよびます．福田先生の中国の中央児童館と八住先生の東京小中学生センターの施設紹介では，両施設の開拓的でしかもユニークな活動が楽しく読みとられます．さらに金先生の韓国の塾問題の報告は，過熱気味の受験競争と乱塾問題を抱えるわが国にとって，誠に時宜を得た資料になると思います．

一方，特集外の内容では，マスコミでも大きく報道された人口と開発に関するインド会議の状況が臨場感をもって読みとられ，国際障害者年後の国連の動向では，ポスト IYDP の世界行動計画を具現するための国際活動が体系的に報じられています．また，来年迎える国際青年年の世界的動向やユネスコの最新情報には新鮮さが感じられますし，子どものための展覧会や障害児の音楽療法といったトピックスは，感性の時代に相応しいクリエイティブな雰囲気を創出してくれます．モデル的な施設のプロフィールの中に，今回は特に経営者の心温まる人間愛とすぐれた識見がみられとても感動的です．さらに，エリス氏の講演記録には，今，わが国でも強く求められている予防的家庭援助サービス（施設版）が紹介され大変役に立ちます．

学童期には課題達成や社会的役割体験をとおして自尊感情や成功感を育てることが重要とされますが，本誌の内容は，今後，それらを実現化するための創造的な福祉計画の構築に際し有効なヒントを与えるものと思います．最後にご執筆いただきました諸先生に深く感謝いたします．

（編集委員　高城義太郎）

- 総理府は7月より組織変更のため総務庁となりました．
- 今回は紙面の都合でデータバンク便りはお休みさせていただきました．

編集委員（50音順）

加藤翠
日本女子大学教授

蒲地清弘
厚生省児童家庭局育成課長

田村健二
東洋大学教授

高城義太郎
玉川大学教授

平井信義
大妻女子大学教授

福田垂穂
明治学院大学教授

杉本勇
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年2回発行
第17号 昭和59年9月30日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
データバンク
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-572-5111 郵便番号104
印刷所 成旺印刷株式会社
東京都港区芝2—1—28

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION